

訴 状

平成25年8月2日

福岡地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 (共同代表) 宇都宮 健児
(共同代表) 渡部 容子
(地域代表者) 徳田 靖之
(地域代表者) 安 永 宏
高木 士郎
他 458 名

当事者の表示 別紙当事者目録, 原告代理人目録のとおり

司法修習生の給費制廃止違憲国家賠償等請求事件

訴訟物の価額	金32万円
貼用印紙額	金4000円
予納郵便料	金6000円

目次

請 求 の 趣 旨	6
請 求 の 原 因	7
第 1 章 本訴訟の意義	7
第 2 章 当事者	8
第 1 原告らについて	8
第 2 被告について	8
第 3 章 司法修習及び給費制の憲法的意義	9
第 1 日本国憲法下における司法修習の位置づけ	9
1 戦前の法曹養成制度とその弊害	9
2 現憲法下における法曹養成制度	10
第 2 給費制下における司法修習について	14
1 新 6 4 期司法修習の内容及び修習中の取り扱い	14
2 現行 6 5 期司法修習の内容及び修習中の取扱い	14
3 小括	15
第 4 章 給費制廃止に至る経緯	16
第 1 はじめに	16
第 2 裁判所法改正に至るまでの給費制の検討経緯	16
1 司法制度改革審議会における検討	16
2 司法制度改革推進計画における検討	17
3 司法制度改革推本部における給費制の検討	18
第 3 裁判所法改正による給費制廃止	19
1 平成 1 6 (2 0 0 4) 年裁判所法改正	19
2 平成 2 2 (2 0 1 0) 年裁判所法改正	22
3 新 6 5 期からの給費制廃止，貸与制移行に至る経過	23
第 4 まとめ	24

第5章	給費制廃止下における原告らの司法修習	25
第1	はじめに	25
第2	原告らが給費制廃止により置かれた状況について	25
1	司法修習専念義務について	25
2	司法修習に伴う居住地移転について	25
3	修習に必要な経費等の補償がないことについて	26
第3	原告ら新65期司法修習の概要	26
1	司法修習カリキュラムについて	26
2	修習時間等について	27
第4	原告らの司法修習内容について	27
1	裁判所における修習	27
2	検察庁における修習	28
3	弁護士会における修習	28
4	司法研修所における修習	29
5	その他の修習	30
6	小括	30
第5	給費制廃止，貸与制による原告らの司法修習への影響	30
1	貸与制の概要及びその弊害	30
2	給費制廃止による原告らの司法修習の弊害について	32
3	小括	33
第6	まとめ	34
第6章	給費を受ける権利	35
第1	司法修習における給費制の意義	35
1	統一修習制度の憲法上の位置づけ	35
2	司法修習専念義務の憲法上の位置づけ	35
3	給費制の憲法上の位置づけ	36

4	小括	37
第2	司法修習生の身分と給費制との関係	37
1	司法修習生の身分	37
2	司法修習に取り組む上で司法修習生に課される権利制約	38
3	法曹になるという選択と給費を受ける権利の関係	40
第3	まとめ	41
第7章	給費制の廃止が違憲無効であること	42
第1	はじめに	42
第2	給費制廃止による給費を受ける権利の侵害	42
1	給費を受ける権利の侵害	42
2	給費を受ける権利の侵害に合理性がないこと	45
3	小括	49
第3	労働基本権（憲法27条）の侵害	50
1	憲法27条の意義と勤労者の権利	50
2	司法修習生が勤労者であること	51
3	修習生に給与が支払われないことが憲法27条に違反すること ..	58
第4	憲法22条1項違反について	59
1	居住、移転及び職業選択の自由	59
2	司法修習生に対する居住、移転及び職業選択の自由の制約	59
3	居住、移転及び職業選択の自由の制約の必要性及び合理性	60
4	小括	61
第5	現行65期及び新64期修習生との差別による憲法14条違反 ..	62
1	はじめに	62
2	原告らと現行65期及び新64期修習生との間における差別	62
3	取扱いの差異に合理性がないこと	63
4	小括	63

第 6	まとめ	63
第 8 章	平成 16 年改正前裁判所法による給費支払請求	65
第 1	はじめに	65
第 2	原告らが給費請求権を有すること	65
1	給費制廃止が違憲無効であることによる改正前裁判所法に基づく給費支払請求権を有すること	65
2	改正前裁判所法による給費支払請求額について	65
第 3	まとめ	66
第 9 章	国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求	67
第 1	給費制廃止に関する国会議員の国賠法上の責任	67
1	改正裁判所法が違憲であること	67
2	裁判所法の改正が国家賠償法上の違法性を有すること	67
3	故意又は過失	68
4	小括	68
第 2	給費制廃止に関する総理大臣及び法務大臣の国賠法上の責任	68
1	給費制廃止において内閣総理大臣及び法務大臣が果たした役割	68
2	内閣総理大臣及び法務大臣の職責と国賠法上の責任	69
第 3	被告の行為による原告の損害について	71
1	逸失利益	71
2	慰謝料	71
3	小括	71
第 10 章	まとめ	72

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は，原告らに対し，各金1万円を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 章 本訴訟の意義

新 6 5 期司法修習修了生である原告らは、これまで日本の司法社会を担ってきた裁判官・検察官・弁護士である先輩法曹への敬意を表明すると同時に、今後、司法を担う者として、今日の法曹養成制度や司法制度の在り方について危惧している。

本訴訟は、給費制の廃止が司法修習生に対する人権侵害であることを明らかにするとともに、志半ばで法曹の道を断念した友人らの声なき声を代弁し、今まさに法曹を目指している者たちへの助力となるべく提起するものである。法曹養成制度ひいては司法制度について、社会に今一度考えていただくきっかけとしたい。

したがって、本訴訟は、原告らの給費制廃止下での司法修習における直接的な被害回復を求めるにとどまらない。すなわち、志ある人材が経済的事情により法曹を目指すことができない事態を招くことのない法曹養成制度を確立し、国民の人権擁護を担う法曹の多様性を確保するとともに、国は、憲法上の責務・理念に基づき、将来の法曹を支える人的資源である司法修習生が修習に専念できる環境を十分に整える義務を負っていることから、給費制を維持すべきであることを確認し、司法制度の維持発展が現実のものとなることを目的とする。

原告らが、この訴訟に参加したのは、自らの被害回復のみならず、法曹の公共的・公益的使命を自覚して、給費制が原告らのみではなく社会全体、国民全体との関係において、重要な意義を有することを訴えるためである。

裁判所には、多様な人材を確保するという理念をもった司法制度改革を真に実現するため、そして我が国の司法を守るため、私たち新 6 5 期司法修習修了生の声に真剣に向き合ってくださいことを強く望む。

第2章 当事者

第1 原告らについて

原告らは、いずれも、平成23（2011）年11月27日に司法修習を開始した新65期司法修習生であった者である。原告らは、社会正義及び国民の権利擁護の実現という司法権の役割を担うべく法曹を志し、司法試験合格後に司法修習生として研鑽に励んできた者である。

後述のとおり、裁判官、検察官、弁護士いずれの道に進む者に対しても、同じカリキュラムで養成を行う「統一修習」の開始以来、司法修習生に対しては「給与」が支払われてきた（以下「給費制」という。）。しかし、原告ら新65期以降、給費制が廃止された。原告らは、これに伴い、一切の給与がないという状況で約1年間の司法修習を余儀なくされ、多大な被害を被った。

第2 被告について

- 1 被告は、平成16年法律第163号改正前の裁判所法第67条2項により、司法修習生に対し、給与を支払うべき義務を有していたものであり、後述のとおり、同給費制の廃止が憲法に違反し、無効であるところから、改正前の同法第67条2項により、原告らに給与を支払うべき義務を負うものである。
- 2 被告は、国会議員、内閣総理大臣、法務大臣ら国家公務員の違法行為によって原告らが被った損害について、国家賠償法第1条1項による賠償責任を負うものである。

第3章 司法修習及び給費制の憲法的意義

第1 日本国憲法下における司法修習の位置づけ

1 戦前の法曹養成制度とその弊害

(1) 戦前の法曹養成制度

戦前の我が国の判事や検事の任用制度では、司法科試験合格者の中から、現在のキャリア官僚の採用と同様に司法省が司法官試補を採用し、司法官試補に採用された者にのみ司法修習が行われ、その後に判事・検事に任命されていた。当然、戦前の司法修習では、司法官試補という公務員に対して給与が支払われていた。

他方で、弁護士については、判事・検事とは別個の試験によって資格が付与され、弁護士となる者の弁護士試補の修習は無給であり、かつ修習の内容も司法官試補とは異なっていた。その後、同一の試験とされたが、修習内容や給与についての取扱いは、変わることはなかった。

このように、戦前の我が国の法曹養成制度においては裁判官、検察官と弁護士との待遇の差別的取り扱いが存在し、法曹養成課程及び任用の構造上、判事・検事がキャリア官僚化するという現象が生じていた。

(2) 戦前の司法制度下における人権弾圧の実情

戦前、我が国の裁判所は司法省の監督下とされており、法曹養成過程における人事面のみならず、予算面においても司法省の支配下にあった。

このため、司法権は行政権からの独立しておらず、(1)で述べたとおり、判事・検事がキャリア官僚と化したこともあいまって治安維持法等被告事件などの人権弾圧事件が頻発し、司法権はこれを抑止することができないという弊害が生じた。

また、戦前の弁護士は、法曹養成課程だけでなく身分上も裁判官、検察官より低い地位での取り扱いを受けていた。すなわち、司法大臣は弁護士に対する

監督権を有し、検察官や裁判所の請求によって弁護士の懲戒がなされる制度であった。このため、検察官や裁判所から懲戒請求された弁護士が人権擁護活動を十分に行うことができず、国民の人権擁護が不可能な状況となった。

(3) 小括

以上のとおり、我が国の戦前の法曹養成制度及び司法制度は、裁判官、検察官について行政権の管轄下にあった。また、弁護士の養成課程が裁判官、検察官と別個とされ、官僚制の下、弁護士の身分の独立性がなかった。

このため、司法権は国民の権利擁護をする上で機能不全を生じ、行政権による人権弾圧を抑止できない構造となっていた。

2 現憲法下における法曹養成制度

(1) 統一修習の導入

ア 戦後、我が国では、人権弾圧を抑止できなかった戦前の制度への反省から、法曹育成課程は裁判官、検察官、弁護士のいずれになるかを問わず国家が責任を持って行うべきであるとの法曹一元の理念に基づき、現在と同様の統一修習が行われることになった。

統一修習は、全く新たな制度として設計されたものではなく、司法官試補に限らず、最高裁に司法修習生として採用された全ての者に司法修習を行う制度として開始された。

すなわち、戦前の司法官試補の司法修習を土台とし、弁護士会が司法修習課程に参画することで法曹三者の養成を一元化したものである。統一司法修習は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者の養成課程を統一、平等化し、裁判所、検察庁、弁護士会の全てが法曹養成に携わり法曹を養成することで、法曹の官僚化を抑止するというものである。これにより、裁判官、検察官となる者のキャリア官僚化の防止のみならず、弁護士会が在野法曹の地位を保

ちつつ法曹養成に携わることで、民主的法曹養成を実現しようとするものである。

かかる目的達成のため、司法修習を受ける者に対し、司法修習生という特殊な身分をあたえた。すなわち、司法修習においては、法曹資格取得後の進路にかかわらず、裁判官、検察官、弁護士それぞれの立場からの事件の見方を学ばせることにより、広い視野や、物事を客観的、公平に見る能力を養うとともに、法律家間の相互理解を深めようとしたのである。

イ 日本国憲法上、裁判官（憲法 76 条 3 項等）、検察官（憲法 77 条 2 項）弁護士（憲法 77 条 1 項。なお、憲法 34 条、37 条 3 項の「資格を有する弁護人」につき法曹資格者たる弁護士を指すのは明らかである。）が明記されている。司法権が、特に少数者の人権保障のために不可欠な国家的役割を果たし、法曹がその司法権を担う者として国民の基本的人権の擁護のため必要不可欠な存在であるとの憲法上の位置づけからすると、国は法曹三者いずれについても十分に養成しなければならない責務を負うものである。

この点、大日本帝国憲法においては、「天皇ノ名ニ於イテ」行使される司法権（第 57 条）については、そもそも司法権の独立や裁判官の独立が保障されていなかった。いわんや同憲法下では、法律の留保の下で権利が「保障」されているに過ぎず、被疑者・被告人の防御権の保障規定が存在しないことと相まって、弁護人たる弁護士の権能は条文上一切規定がなかった。このこととの対比においても、現憲法下において、三権分立実現のための司法権の独立と弁護士を含めた司法権の担い手たる法曹三者の養成のため、統一司法修習制度が導入されていること、及び、その間給費制によって司法修習生の身分保障がなされていることは、司法権と国民の基本的人権に関わる重要な意義を有していることが明らかである。

このように、統一司法修習は、戦前の制度上行政による人権弾圧という歴史的反省を踏まえ、国民の権利を擁護すべく民主的な法曹養成をするため導

入された制度であり，司法権の実現を図るべく国家の責務を果たす上で極めて重要なものであった。

(2) 給費制の導入

統一修習においては，裁判官，検察官，弁護士いずれになるかを問わず，司法修習生に対し国家公務員と同様に給与を支払うものとされた。

つまり，法曹になろうとする者は，仮に判事補ないし検事に採用されなくとも，将来は司法という国民の権利実現に関わる重大な国家事務に携わる故に，司法修習が義務づけられたのであり，その間の身分保障ないし対価として司法修習を義務づけられる者に給与を支払うことは当然視された。

このため，裁判所法は，昭和22年4月16日，統一修習と給費制を定めた点について全く国会で異論がないまま法案が可決され，現行憲法と同じ同年5月3日に施行された。そして，後述のとおり，新第65期司法修習において給費制が廃止されるまで，給費制は司法を担う法曹養成のための司法修習において継続されてきたものである。

裁判所において司法判断を行う裁判官，及び公益の代表者である検察官はもちろんのこと，弁護士も，刑事司法における弁護人としての憲法上の地位（憲法第34条，37条3項）を前提とする国選弁護人活動のみならず，在野法曹として国民の権利擁護，社会正義を実現することを使命（弁護士法第1条1項）として様々な公益活動を担っている。このように，法曹三者がいずれも国家の司法権実現という重大な公益を担うことに鑑み，給費制は，司法修習生の将来の進路にかかわらず国の責務として行われていたものである。

(3) 修習専念義務

統一修習は，上記のとおり，民主的司法の達成すなわち市民のための法律家を育てるという観点，及び法曹の憲法上の地位の観点から，国家の責務として行われている。このため，法曹資格は，原則として，司法試験合格後に

司法修習を経なければ取得できないものとされ、司法修習は、将来の法曹三者になる者全員に対して制度として課されている。

他方で、司法修習生は、統一修習の意義を踏まえ、将来、法曹三者いずれになるかにかかわらず、司法修習に専念し十分な法曹としての素養を身につける必要がある。このため、司法修習生は、修習期間中、司法研修所所長及び実務修習中の配属庁の長の監督の下、司法修習専念義務を課され（裁判所法67条2項）、兼業禁止、居住地等の制限を受け、これらに反する場合は司法修習生を罷免され（同法68条）法曹資格取得ができないこととされた。

このため、修習専念義務の下、司法修習生が司法修習に全力で打ち込めるようにするため、給費制は、新65期より前の司法修習期において当然のものとして行われていた。

（４）司法修習生の法的地位

さらに、司法修習生の法的地位については、国家公務員法上の国家公務員ではないが、秘密保持等の点に関して、公務員に準ずる取り扱いを受けるものであり、修習に際して、職権を濫用し、または、賄賂を収受したような場合、修習が公権力を行使する公務員の補助機関として行動するような形態をとる場合には、刑事責任を負うべき事案もあるとされていた（最高裁判所事務総局編「裁判所法逐条解説」中385頁 注3）。

（５）小括

このように、日本国憲法下における司法修習制度は、戦前の反省を踏まえた上で、国民の権利（憲法第3章）擁護を目的として、司法権（憲法第6章）を担う人材を育成するため、統一修習・給費制・修習専念義務が一体として導入されたものである。

すなわち、給費制を含む新65期以前の司法修習のあり方は、憲法第3章及び第6章に由来する枠組みだといえる。

第2 給費制下における司法修習について

1 新64期司法修習の内容及び修習中の取り扱い

- (1) 新64期司法修習生は、平成22年11月から平成23年12月まで司法修習生として任用されたものである。当初、同期から貸与制移行となることが予定されていたが、平成22年11月26日裁判所法改正により、給費制が存続された。
- (2) 新64期司法修習生には修習専念義務が課され、アルバイトなどの兼業はできなかった。また、分野別実務修習にて全国に配属され、集合修習中に埼玉県和光市の司法研修所に通所するための移転が必要であった。
- (3) 他方で、新64期司法修習生には、通勤手当、居住手当等各種手当の支給がなされており、司法修習に必要な費用等はすべてこれらによって賄われていた。さらに、新64期司法修習生は、裁判所職員共済への加入が認められるなど、経済的・生活的保障の下、司法権を担う人材として、充実した司法修習がなされた。

2 現行65期司法修習の内容及び修習中の取扱い

- (1) 現行65期司法修習生は、平成23年7月から平成24年12月まで司法修習を行った。現行65期司法修習生の修習内容は、司法研修所での前期修習2か月の後、東京地方裁判所等にて分野別実務修習を各3ヶ月ずつ実施し、司法研修所での後期修習を行うというものであった。
- (2) 現行65期司法修習は、前期修習に相当する法科大学院を修了していることを前提としないことから、原告らの修習とは異なり、前期修習があることに加え分野別実務修習が一か月長くなっている。しかし、司法修習期間は原告らと1年間重複し、修習内容自体にも重複する部分が多く見られ、実際の法律実務に携わり事件処理に関わっていた点は原告らと同様である。

また、原告らのうち、集合修習B班（東京、立川、横浜、さいたま、千

葉，大阪，和歌山，奈良，大津，京都，神戸以外の修習地の司法修習生で構成される班）と，現行65期の集合修習は，同時期に司法研修所で行われており，集合修習の実施内容は全く同じ内容であった。

現行65期司法修習生は，司法修習生として，経済活動や勤労の制限等の兼業禁止を含む修習専念義務を負っていた。また，分野別実務修習は東京で行われており，東京近郊に居住していない者は分野別実務修習中，配属庁への通勤可能な住居に移転する必要があるなど，居住地制限もあった。

- (3) 他方で，現行65期司法修習生は，平成22年11月26日改正裁判所法による給費制廃止延長によって，平成23年10月31日までの司法修習開始者について給費制延長がなされたことに伴い，司法修習中，給与を受けていた。

また，住居手当，通勤手当等，各種手当を受け，裁判所職員共済についての加入もしており，司法修習中の経済的，生活的な保障は十分整備され，経済的・生活的保障の下，司法権を担う人材として，充実した司法修習がなされた。

3 小括

前述のとおり，日本国憲法下における司法修習制度は，戦前の反省を踏まえた上で，国民の権利擁護（憲法第3章）を目的として，司法権（憲法第6章）を担う人材を育成するため，統一修習・給費制・修習専念義務が一体として導入され，維持されてきた。こうした中，新64期司法修習および現行65期司法修習においても，それまでと同様に給与が支給されることで経済的，生活的保障の下，充実した司法修習がなされていた。

第4章 給費制廃止に至る経緯

第1 はじめに

給費制は、司法制度改革審議会意見書を踏まえ策定された司法制度改革推進計画に基づき、司法制度改革推進本部法曹養成検討会の検討を経て、平成16（2004）年12月10日に法律第163号改正によって廃止され、平成22（2010）年11月1日から貸与制が施行されることとなった。

その後、平成22年11月26日に施行を延長する法案が可決され、給費制の廃止が延長されたが、再度の給費制復活のための法改正がなされなかったことにより、結果として、給費制は廃止されることとなった。

しかし、廃止の主たる理由は財源の問題にあり、法曹養成への影響や弊害が過小評価されている点で、検討結果及びそれに基づく給費制の廃止は不当である。

以下では、給費制廃止に至る経緯について、詳述する。

第2 裁判所法改正に至るまでの給費制の検討経緯

1 司法制度改革審議会における検討

- (1) 平成11（1999）年7月、内閣に司法制度改革審議会が設置された。
これは、社会の複雑・多様化、国際化などに加え、規制緩和などの改革により、「事前規制型」から「事後監視・救済型」に移行するなど、社会の様々な変化に伴って、司法の役割がより一層重要なものになると考えられたこと、司法が国民の権利の実現を図るとともに、基本的人権を擁護するなど、国民生活にとって極めて重要な役割を果たしていることにかんがみ、司法制度改革する必要があるという理由によるものである。
- (2) 司法制度改革審議会は、司法の機能を充実強化し、司法制度を国民が身近に利用することができ、社会の法的ニーズに的確にこたえることができるよ

う構築していくことが必要であるとの見地から審議を行った。そして、司法制度改革審議会は平成13（2001）年6月12日付意見書（以下、「審議会意見書」という。）を取りまとめた。その内容は、司法制度の機能を充実強化し、自由かつ公正な社会の形成に資するため、①国民の期待にこたえる司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方、③国民的基盤の確立、を3つの柱として掲げるというものであった。さらに、審議会意見書には、司法制度改革と基盤の整備に向けた提言が盛り込まれた。

なお、この審議会意見書において、給費制については、将来的には貸与制への切替えや廃止をすべきではないかという指摘もあり、新たな法曹養成制度（法科大学院課程）全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきであるとの意見が付された。

2 司法制度改革推進計画における検討

- (1) 審議会意見書を受け、平成13（2001）年12月、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び法務大臣を副本部長とし、全閣僚を本部員とする司法制度改革推進本部が設置された。そして、平成14（2002）年3月19日、閣議決定により、司法制度改革推進計画が策定された。
- (2) 司法制度改革推進計画は、審議会意見書の趣旨に基づいて行われる司法制度改革につき、政府の講ずべき措置の全体像を示すものとされている。

また、同計画においては、多様かつ優秀な人材確保の見地から法科大学院を設置し、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、司法修習生の給費制のあり方については、新たな法曹養成課程を踏まえた司法修習制度の主要な事項の枠組みについて結論を得ることと併せて検討を行うものとされている。

3 司法制度改革推本部における給費制の検討

- (1) 司法制度改革推本部における給費制に関する議論は、主に法曹養成検討会で行われている。

同検討会は、法科大学院も含めた法曹養成制度、民事法律扶助制度や司法ネット等の司法制度改革によって、コストが増加している旨を指摘した。また、司法試験合格者数を平成22（2010）年度までに3000人に増加させ、法曹人口を拡大することにより、給費制維持にかかるコスト自体も増加し、給費制を維持することが財政上困難であることや、司法修習中の費用確保の方策として貸与制を実施すべきであることも指摘した。さらに、法曹となる者には将来、貸与金を返済する能力が十分あるため貸与制の下でも問題はないとの検討もなされた。

- (2) 一方で、同検討会では、法科大学院・司法修習の法曹養成制度全体において学生・司法修習生の経済的負担が具体的にどのくらい生じるのか、法曹になった後もしくは法科大学院卒業後の返還能力が、どの程度になるのか検討すべきであるという意見があった。しかし、これに対して何ら具体的な検討はなされておらず、「法科大学院修了者はたとえ合格しなくても、身につけた専門的知識を一般企業等で社会的に活用することが可能であることから、返済能力があると考えられ」るなど将来支払能力が十分に見込めることを前提とした検討のみしかなされなかった。

また、修習専念義務などの司法修習の特性を踏まえて、貸与制移行にとどまらない司法修習生への財政支援についてより具体的な検討を求める意見が活発に出されているにもかかわらず、他の選択肢が具体的に検討されることはなかった。特に、貸与制に移行した場合の返還免除についても検討を求める意見が出たが、私益のみを追求する弁護士が存在しているという意見や国民の理解が得られないといった意見が出されるのみで、それ以上の検討はなされなかった。

さらに、同検討会では、日本弁護士連合会が、法曹養成制度全体の財政支援に関する制度設計ができていない段階で貸与制に移行することについて反対の意見を表明していた。しかし、法曹三者は受益者の立場であり、日弁連の意見が社会的に通用しないのではないかという反論がなされたのみであった。また、法務省からも、司法修習生に従来どおりの負担を維持したまま貸与制に移行するには合理的な理由付けが必要であり未だこれがないとの意見が出されたが、特に上記以上の理由付けがなされることもなかった。

- (3) このように、同検討会では貸与制移行に対してより慎重に検討したい旨の意見が多く出されていた。しかし、推進本部の設置期限が迫っていたこともあって十分な検討がされずに貸与制移行の方針が示されたのである。

第3 裁判所法改正による給費制廃止

1 平成16（2004）年裁判所法改正

- (1) 平成16（2004）年臨時国会（第161回国会）にて、政府は、司法制度改革推進本部の検討を踏まえ、裁判所法（昭和22年法律第59号）67条2項のうち、給費制を定めた部分を削除し、修習資金を貸与するという制度（以下「貸与制」という。）を導入する旨の裁判所法改正案を提出した。改正提案理由は、「新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入する必要がある。」とされている。
- (2) 同国会に先立つ衆議院法務委員会では、上記法改正の理由について、司法修習生の増加等に伴う財政的負担を主な理由とし、国民感情に配慮して司法制度改革を実現するために財政資金をより効率的に投入する趣旨から、「自分たちで努力できるものは努力してそこを合理化していく」姿勢が大事である、「公務に従事しない者に国が給与を支給するのは、現行法上かなり異例

の制度である」として、給費制から貸与制に移行されるべきであるとされた。そして、返還免除の制度については免除の対象を切り分けることが技術的に困難であること及び統一修習の理念から設けなかったとされた。

- (3) これに対して、法曹三者になるための経済的負担が過大になり、法曹三者への道が閉ざされるのではないかという意見が出されたが、法科大学院では奨学金の面で十分な配慮が可能であること、貸与制があれば経済的に余裕のない者も法曹になることはできることなどが指摘された。しかし一方で、返還の問題については別に検討されなければならないと認識しながらも、返還免除制度の採用は見送られるなど、十分な問題検討はなされなかった。

また、50年以上続いている給費制に対して特段の批判はなかったのではないかとの意見には、検討会では給費制維持に反対する意見が大多数であったと指摘したが、検討会においても当該委員会においても実際に国民の意見等が聴取された結果を踏まえて検討された事実はない。

弁護士も公益性を担っており、弁護士会を通じての公益的活動も最近盛んになってきているという意見には、反論すらなされなかった。

さらには、法改正案ではじめて規定される修習専念義務についての質問がなされたが、そもそもの義務の内容が不明確であるため、十分な回答がなされていない。

- (4) 上記委員会に続く同国会において給費制の廃止に反対する意見として下記のものがあった。

まず、給費制を廃止すると経済的負担が増加し、法科大学院での高い学費もあいまって、法曹を志願するにあたり障害となるおそれがあるとの意見があった。これに対しては、「最終的にその収入の中から返していけない額ではないだろうという理解」から否定しているが、この理解の裏付けはなされていない。

また、財源論の観点から、給費制を廃止しないと国民の理解が得られない

との主張があるが、かかる主張のエビデンスがないという意見もあった。

これに対しては、検討会での意見では大多数が給費制廃止に反対であったと言ふことのみ理由しか説明されていない。

さらに、法曹人口の増加によって法曹の収入が減少するため、将来、貸与金を返済することが可能であるとの見込みが確かとはいえないとの意見もあった。これについては、潜在的需要の掘り起こしや報酬体系を自由に決められるようになったことから、報酬は十分に確保でき、返還についても可能だとされた。しかし、この潜在的需要の存在について何らかの資料が提出されたわけでもなく、そもそもの前提が成り立っていたのか疑問である。

貸与制の完全移行ではなく、折衷的な案の選択についても提案がなされたが、十分な理由でこれを排斥していない。

このように、法改正当時、委員会・国会いずれにおいても、既に、給費制の廃止について合理性を欠くという意見が主張されていたが、かかる意見は重視されず、十分な理由付けもなく排斥されている。そして、主に、他の財源の必要性と、将来安定した収入が得られることによる許容性を根拠に、給費制を廃止して貸与制に移行する内容の裁判所法改正法案が可決されたのである。

- (5) なお、当初の法案は平成18年11月1日に施行される旨の内容であったが、審議の過程で平成22年11月1日からの施行という内容に変更された。その理由は、法案改正（法改正？）の時期の都合上、法科大学院第1期生が入学した当時は、給費制が廃止されて貸与制に移行することが十分に周知されていなかったため、法科大学院第1期生には給費制のもとで修習を受ける機会を与えるべきであること、及び平成22年頃に司法試験合格者数が年間3000人を達成する目標であることであった。

この法案決議にあたっては、衆議院法務委員会の附帯決議として、「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにする

こと」という経済面の配慮を求める内容の附帯決議がなされている。

2 平成22（2010）年裁判所法改正

- (1) 平成22（2010）年11月1日からの施行に先立ち、日弁連や、司法修習生の給費制維持のための若手法律家と学生等の団体であるビギナーズ・ネットが、給費制の廃止に反対する運動を展開し、運動は全国的に広がった。

その背景には、昨今の法曹志願者が置かれている厳しい経済状況、及び、そのことによって法曹志願者が激減している状況があった。かかる状況から、経済的理由によって法曹になることを断念することがないようにするために、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことが喫緊の課題であるとされた。

- (2) こうした動きもあって、平成22（2010）年第176回国会において、平成23（2011）年10月31日までの間、暫定的に貸与制を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度を実施する旨の裁判所法改正案が提出され、平成22（2010）年11月26日に法改正がなされた。

そして、制度の見直しをするための期間として1年間の期間がおかれることとなった。

- (3) この改正に先立ち、平成22（2010）年11月24日衆議院法務委員会において、政府及び最高裁判所は以下の事項について格段の配慮をすべきであるとして、附帯決議がなされた。

ア 改正後の裁判所法附則第4項に規定する日までに、個々の司法修習修了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

イ 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。

3 新65期からの給費制廃止，貸与制移行に至る経過

- (1) 平成22（2010）年の裁判所法改正による給費制の1年間の延長後，法曹養成の在り方及び給費制についての取り扱いを再度検討するために，平成23（2011）年5月，法曹の養成に関するフォーラムが設置された。
- (2) 法曹を取り巻く状況は，この約5年間で急激に変化していた。

弁護士の増員に伴い，弁護士の経済状況は急激に悪化した。このため，司法修習生の就職状況が著しく悪化し，法律事務所の就職活動のために修習中に多額の交通費を費やさざるを得ない者や，就職することはできたものの就職先の事務所から給与等の保障を一切受けられないいわゆる「ノキ弁」などにならざるを得ない者，就職することがかなわず，やむなく修習修了後に独立する者が増え，若手弁護士の経済的困窮が問題視されるようになった。

つまり，法曹，特に弁護士になれば貸与金の返済能力が十分に見込めるという貸与制の大前提が崩れたのである。

多くの弁護士会は給費制廃止に反対する声明を発表するなど，法曹関係者の大多数は給費制廃止に反対した。

- (3) しかし，法曹の養成に関するフォーラムは給費制廃止・貸与制推進派の委員が多数を占めており，法曹養成を取り巻く現状を十分検討することなく，形式上の議論に終始した。そして，フォーラムは法曹界の現状を全く考慮せず，貸与制に完全に移行すべきとの結論を出した。
- (4) 平成23（2011）年7月27日，裁判所法67条2項が再度改正され，貸与返済についての条件が一定程度緩和されたが，給費制の再度の延長に関する法改正はなされなかった。これにより，給費制は完全に廃止され，貸与制に移行した。その結果，原告ら新65期以降の司法修習生は，国から給与の支払を受けることができない状況に至ったものである。

第4 まとめ

このように、給費制の廃止は、司法制度改革の一環として法曹養成のあり方を検討する過程で議論されてきた。

給費制は、司法制度改革の理念である国民の権利を擁護するための多様な人材確保という考えと決して相容れないものではなく、むしろ必要不可欠なものである。また、給費制の復活を主張することは、従来の一統司法修習に疑義を唱えるものでもない。

他方で、給費制を廃止すべきとする議論の根拠は、司法試験合格者の増員及び司法サービスの拡充によって財政の負担が増加するため、財政を軽減する必要があるという、主に財政問題の見地によるものであり、法曹養成の在り方及び給費制廃止による弊害は軽視されていた。現に、法曹の経済状態の悪化や法曹志願者の減少等が明白となり、給費制廃止により法曹養成の弊害が明らかになっている。

それにもかかわらず、十分な議論を経ないまま給費制は廃止されたのである。

第5章 給費制廃止下における原告らの司法修習

第1 はじめに

原告らは、いずれも社会正義の実現及び国民の権利擁護を実現するため法曹となることを志し、新第65期司法修習に取り組んできた者である。

しかし、以下の通り、原告らは給費制廃止以前と同様の権利制約の中、給費制廃止、貸与制移行により、司法修習に取り組むこと自体が困難な中で、司法修習をすることを余儀なくされたものである。

第2 原告らが給費制廃止により置かれた状況について

1 司法修習専念義務について

- (1) 原告らが受けた新65期司法修習においても、従来の司法修習と同様、修習中、アルバイトなどの経済活動、勤労の禁止、といった修習専念義務が課されており、このため、一切の収入を得ることが出来ない状況とされていた。また、政治活動等の禁止などの公務員に準じた権利制限も課されていた。
- (2) さらに、司法修習生が国の法曹養成課程にあるという取扱い上、原則として平日午前9時から午後5時まで修習に専念しなければならないほか、休暇の概念はないとされていた。そして、遅参等をする場合、正当な理由を要し、理由を記載した書類を配属庁に提出し許可を受けなければならなかった。原告らが法曹となるために基本的に司法修習を経なければならないという点は従来と同様であり、修習専念義務に反した場合、罷免され法曹への道を閉ざされ得る身分であるという点も従来と同様であった。

2 司法修習に伴う居住地移転について

- (1) 原告ら新65期においても、従来の給費制下での司法修習と同様、分野別実務修習における全国配属がなされている。そして、この配属地については、

希望を聴取されるが、必ずしも希望の修習地へ配属されるわけではない。原告らの中にも、奨学金等の借金を多額に抱え経済的に困窮している状況において、希望した実家等から通える修習地ではなく、全く意に反して多額の居住移転費用のかかる遠隔地に配属された者もいる。

- (2) そして、後述のとおり、原告ら新65期司法修習においても、埼玉県和光市の司法研修所での集合修習を受けるため、多くの修習生は転居を強いられた。司法研修所の寮が利用できた場合、利用料は1日500円、2ヶ月で約3万円である。しかし、原告らの中には、司法研修所の入寮抽選に外れたことにより住居を自分で探すことを余儀なくされ、住居費用だけで20万円近く要した者も相当数いる。
- (3) 他方で、給費制が廃止されたことに伴い、従前支給されていた司法修習を受けるにあたっての諸経費である住居手当、通勤手当等についても基本的に原告らへの支給はなされていない。

3 修習に必要な経費等の補償がないことについて

また、司法修習において必要不可欠なノートパソコンや書籍代、スーツ等の購入費用についても、従来の司法修習とは異なり給費により賄うことはできず、すべて自費負担であった。さらに、原告らは、最高裁判所に採用され公務員に準ずる立場であったが、給与を受けていないことを理由に、裁判所職員共済に加入できなかった。

第3 原告ら新65期司法修習の概要

1 司法修習カリキュラムについて

原告らが受けた新65期司法修習は、まず、全国各地に配属され、裁判所、検察庁、弁護士会による分野別実務修習各2ヶ月を経た後に、選択型修習、及び埼玉県和光市の司法研修所における集合修習を受ける約1年間のカリキュラ

ムで構成されている。また、各実務修習中、司法研修所の一斉起案及び教官の出張講義が行われている。

2 修習時間等について

- (1) 原告らは、分野別実務修習及び選択型修習において、平日は概ね9時から17時まで各配属先において、時間的場所的拘束を受けている。原告らの修習時間内における修習時間は休憩時間を除くと平均して約7.3時間程度であり、一般の公務員と同程度の拘束時間とされていた。
- (2) もっとも、原告らの分野別実務修習期間は各分野修習2ヶ月と極めて短い期間であることから、修習中に携わっている事件処理等のため時間外の修習活動を行う必要性があった。このため、原告らの大多数は修習時間外である平日午後5時以降や休日にも修習をしていた。

原告らが司法修習中における時間外の修習時間の平均は、平日で1.6時間、休日で1時間であり、その他に自己研鑽のための時間外活動（勉強会・研修会等）は平日約1.3時間であった（時間外修習の内容については後述）。

第4 原告らの司法修習内容について

1 裁判所における修習

原告らは、裁判所において、民事裁判、刑事裁判の各裁判部に配属され修習を行っている。修習事件記録の検討及び期日傍聴等をした上で、裁判官と事件内容について協議し、主張整理、法律構成に関する調査報告書、事実認定起案、和解案、判決書の起案を行っていた。

原告らが起案した和解案、判決書は、実際の事件処理において採用されたものもあり、裁判官の訴訟運営、和解、判決における方針決定に関与するものであった。

さらに、原告らは、家庭裁判所修習、令状修習なども行った。

2 検察庁における修習

- (1) 原告らは、検察庁の修習において、事件配点を受け、検察官の指導の下、捜査実務に携わりながら修習を行った。すなわち、警察に対する捜査指揮、実況見分立会、被疑者に対する弁解録取、勾留請求及び勾留延長請求などの判断、警察への捜査指示や実況見分の立会、被疑者の取調べ、調書の作成等を行った上で、被疑者に対し公判請求するかどうかの処分を検討し、検察内部の決裁を受けている。

特に、被疑者が逮捕勾留されている事件の配点処理を受けた場合、時間制限が厳格なため、本来の修習時間である平日午前9時から午後5時だけでは処理できないことから、原告らのほとんどが時間外において処分の検討、取り調べ、報告書の作成等の修習を行っていた。

- (2) そして、原告らは、公判手続において、冒頭陳述を起案し、証人テストへ立ち会い、証拠の精査、法令調査、量刑調査、論告要旨の起案等を行っていた。このため、原告らが調査立案した内容をもとに刑事裁判における検察官の公判活動が行われ、刑事処分が行われていた。
- (3) このように、原告らは、検察修習における捜査、公判等検察実務を行い被疑者、被告人に対する刑事処分に強く関与していた。

3 弁護士会における修習

- (1) 原告らは、弁護士会における修習において、各配属会所属の指導担当弁護士の事務所に配属され、個別弁護士事務所の職務に携わりながら修習を行っていたものである。
- (2) 民事事件に関して、指導担当弁護士の法律相談への立会、依頼者との打ち合わせへの参加、裁判期日へ同行するなどのほか、事案処理にあたっての法律調査・事実調査、依頼者への報告書や相手方への通知書、裁判書へ提出す

る書面等の起案を行っており、実際の事件処理に用いられたものも多数あった。

また、刑事事件においては、被疑者段階から指導担当弁護士とともに被疑者の接見や示談交渉に同行し、弁護方針を検討するなど、被疑者の権利擁護に強く関わる活動を行っていた。

さらに、指導弁護士の所属する弁護士会の委員会等を通じたいわゆる公益活動にも参加していた。

- (3) このように、原告らは法律事務所における司法修習中に、法律実務に深く関与しており、中には実際の勤務弁護士と同等の職務を行っていた者さえもいる。

4 司法研修所における修習

- (1) 原告らは、埼玉県和光市の司法研修所において司法修習のまとめとして集合修習を受けていた。集合修習にあたっては入寮数に限界があることから寮の抽選に外れる者も生じ、特に、集合修習B班（9月末から11月中旬まで）においては入寮出来なかった者も相当数おり、これらの者は各自費用を負担した上で賃貸住宅を探す必要があった。
- (2) 司法研修所における集合修習期間は約1月半であるところ、原告らは、集合修習期間中民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の各課目について連日にわたり修習を行っている。

即日起案は、5科目それぞれにつき2回ずつ実施され、さらに、各科目1、2回程度の練習起案があった。即日起案とは、約6時間半にわたり、配布された事件記録を検討し、問に対する回答を数十頁にわたり記載するというものである。また、集合修習ではこれらの起案と平行して、刑事、民事手続に関する演習及び、模擬裁判が行われており、これらの修習内容に対応するため、原告らは常に演習準備に追われながら修習をしており、原告の多くが、

休日や夜間等も模擬裁判の準備や勉強会等に取り組んでいた。

- (3) このように極めて濃密な集合修習のスケジュールの中で、原告らは心身共に過酷な状況に置かれていたものである。

5 その他の修習

さらに、多くの原告らは、修習時間外でも自主的に修習内容を補完するための活動に取り組んでいた。

分野別実務修習中は、平日の修習時間以外にも修習生同士で集まって修習の内容を補完する勉強会を開催したり、修習地で開催される弁護士会主催の集会やシンポジウムに参加したりすることもあった。また、集合修習中においても、自主勉強会のほか、前述のとおり演習や模擬裁判の準備のために週末を利用して集まり、打ち合わせ等を重ねてきた。

6 小括

以上のとおり、原告らは、司法修習中、各配属庁での実務修習においては現実の当事者と生の事件記録に接し、裁判官、検察官、弁護士の指導の下で法律実務に関与しながら、ときには事件処理の主体として、過密なスケジュールの中で法曹としての素養を身につけるべく修習に取り組んでいたものである。

第5 給費制廃止，貸与制による原告らの司法修習への影響

1 貸与制の概要及びその弊害

- (1) 原告ら新65期司法修習生から、給費制に代わるものとして貸与制が施行されている。司法修習に際し、貸与申請を行うことで、司法修習中貸与金が支給されるという取り扱いとされていた。

貸与制は、司法修習中、1ヶ月あたり18万円から28万円の貸与金を支給するものであり、貸与金は司法修習終了後、原則として5年目から10年

間の年賦により返還するものとされている（裁判所HP）。無利息ではあるが、連帯保証人2名を立てるか、又はオリエントコーポレーションによる機関保証をつけることが条件であった。機関保証の場合、保証金が別途必要になる。

また、貸与金返済まで毎年4月1日時点での住所地を4月30日までに最高裁判所に通知しなければならず、これを怠った場合、最高裁判所の請求により期限の利益を失い全額支払わなければならないとされている。

- (2) 原告ら新65期司法修習生のうち、約84%が貸与申請を行っている。しかし、これは司法修習専念義務の下で司法修習中収入を得ることが禁止されていることから、司法修習中の費用を賄うために、意に反しやむなく貸与を受けざるを得なかったからである。

そして、原告ら新65期においては、大学、法科大学院時代を通じて司法修習前にすでに平均約340万円の奨学金を借りているところ、貸与制の下ではこれに加えて約300万円の借金が加重される。原告らの中には大学及び法科大学院における奨学金を合計金1000万円借り、司法修習中に奨学金返済のため貸与金を用いて返済する多重債務状態となった者さえもいた。

- (3) 他方、原告らの中にも貸与を受けなかった者がいるところ、その理由としては、親族からの理解が得られず両親が年金生活者であるなどの理由で連帯保証2名を得られないこと、また、後述の通り弁護士の収入減等将来の経済的不安等から機関保証を得るリスクが高いことなど様々な理由による。

そして、原告らの内、貸与を受けられなかった者は、自らの貯蓄を切り崩し、家族からの支援等に頼らなければ司法修習を受けることができない状況となっていた。このため、原告の中には、司法修習生という法曹養成の最終段階に至っても社会的に自立できない状況の中、精神的に追い詰められ心身の健康を害する者もいた。

2 給費制廃止による原告らの司法修習の弊害について

- (1) 原告らは、給与支払いがないことはもちろんのこと、通勤費、住居費、司法修習に必要な不可欠なノートパソコンや書籍等の費用についても支給されないまま司法修習をせざるを得ない状態であった。

原告らのうち、貸与を受けた者は貸与金という借金により、貸与を受けなかった者は家族の支援、貯蓄等により司法修習に必要な費用を賄いながら生活し司法修習をしなければならなかった。

このような状況において、原告らの中には費用節減のために通勤費、食費、書籍代等の司法修習を受ける上での必要経費を削減することに迫られた。このため、司法修習を受けるにあたって十分な生活の余裕がなく、これにより心身の健康を害する者もいた。

- (2) また、貸与金の取り扱いにつき、収入扱いされたり無収入扱いされたりするなど場面によって異なっていた。

貸与を受けた原告の中には、社会保険関係において、貸与金が収入として扱われ、家族の扶養家族から外され新たに国民保険に加入せざるをえず、他方で、裁判所職員共済組合に加入できないため、貸与金という借金から保険料支払の負担を強いられる状況となった者もいた。また、裁判所職員共済組合に加入できないことから、裁判所で修習を受けているにも拘らず、裁判所にある医務室を利用できないという事態も生じた。

また、分野別実務修習にあたって自宅から通えない場所に配属された場合には、賃貸住宅への入居が余儀なくされるところ、賃貸住宅の契約に際し、貸与金が収入として扱われなかったことにより、原告らの中には無収入者と扱われ、自分の名義で借りることができなかった者もいた。

さらに、給費制が廃止されたことで学生と同様の地位にある者とみなされ、保育園への入所の優先順位が下げられたという例も報告されている。

- (3) そして、司法修習生らは、弁護士を志望する者はもちろん、裁判官、検察

官を志望する者についても、法律事務所への就職活動を行う必要があり、就職活動は、司法修習期間中に行わざるを得ない。

しかし、法曹人口の急激な拡大に伴い、既存の法律事務所への就職状況は極めて厳しい状況であり、多数の法律事務所への就職活動をしていても採用されないということも珍しくない状況であった。このため、意に反する実務修習配属地に配属されたことで、就職活動のための交通費等の費用が高額となった原告もいる。例えば、東京での就職を希望しており、実務修習地の希望を東京で出したにもかかわらず、修習配属地が九州になった場合は、東京の法律事務所の説明会、面接のたびに自費で九州・東京間を行き来しなければならなかった。反対に、修習配属地での就職を希望しているにもかかわらず、集合修習までに就職が決まらなかった者も多数おり、その場合は、就職活動のために和光市周辺から修習配属地を行き来しなければならず、多額の交通費を要していた。このような状況において、学生等と異なりアルバイトもできず収入のない司法修習生らは、貸与金による借金や貯蓄を切り崩す等、経済的に追い詰められた状況の中で就職活動をすることを余儀なくされていた。

なお、司法修習終了後の弁護士一斉登録日の未登録者は、平成22年（2010）度は258人、平成23（2011）年度は464人、原告らの平成24年（2012）度には546人と激増している。

3 小括

以上のとおり、原告らのうち、貸与制を利用した者は、司法修習専念義務を前提に収入を得られない状況下においてやむなく利用した者であり、貸与制を利用しなかった者についても、その理由は貸与要件及び将来への不安によるものであった。

また、原告らは、給費制廃止によって、司法修習において最低限必要な費用

を賄うことも困難な状況となり、修習に要する費用を節減せざるを得ず、心身の健康を害する者もいた。

そして、貸与金の取り扱い上の不利益を受けるという状況に置かれるにとどまらず、法曹として活動するための就職難にも直面していたが、そのための費用を賄うことにも事欠く状況に置かれていたものである。

第6 まとめ

以上のとおり、原告らは給費制廃止、貸与制移行後もなお従前と同様の司法修習生としての権利制約を課せられていた。他方で、修習期間の短さも相まって過密なスケジュールで拘束時間外にも司法修習を行い、実務修習中には法曹実務を担いながら法曹としての素養を身につけるべく修習に専念してきたものの、司法修習に取り組む上での費用にも事欠き、すべて貸与金という借金、又は貯蓄等で賄わざるを得なかったものである。

このような状況下において、原告らは社会的な自立もままならず、心身の健康を害し十分に修習をすることさえもある過酷な状況に追い詰められていたものである。

第6章 給費を受ける権利

第1 司法修習における給費制の意義

1 統一修習制度の憲法上の位置づけ

- (1) 第3章で述べたとおり、統一修習は、戦前、司法が人権弾圧の抑止をできなかったことに対する反省を踏まえ、民主的司法を達成し国民の権利擁護を実現するために、司法権に携わる法曹を国家の責任において育成すべく開始されたものである。

このような統一修習の成立経緯及び、意義からすれば、現在の司法修習は、民主的司法を達成するために、我が国の立法、行政と並ぶ三権の一つである司法権を担う質の高い法曹を養成するという国家的必要性に基づき、国家の責務として行われているものである。

- (2) 憲法には司法権を実現し国民の権利を擁護する主体として、裁判官、検察官、弁護士が明記されている（憲法第76条3項、77条1項、2項、34条、37条2項等）。また、国民の権利擁護のため司法権を担う質の高い法曹の養成をすることは、適正手続の保障（憲法31条）、国民の裁判を受ける権利（憲法32条）といった憲法上の権利保障の実現にも密接にかかわるものである。

- (3) したがって、統一修習制度は、戦前の反省を踏まえ、司法権を民主的に実現するという責務を負う国が、司法権の担い手たる法曹を養成し、国民の裁判を受ける権利等を通じて人権保障を実現するという憲法上の要請に基づき設けられたものである。

2 司法修習専念義務の憲法上の位置づけ

- (1) 法曹は、司法権を担う人的インフラそれ自体であり、国民の権利を擁護する主体として、国家の司法権を実現するためには必要不可欠な存在である。

このため、国が、質・量ともに充実した法曹養成を行うことは、国民が司法サービスを享受し、個人の尊厳を中核とする基本的人権が擁護され（憲法13条前段・11条・97条）、適正手続及び国民が適正手続の下で裁判を受ける権利（憲法32条）を実現するために不可欠である。

- (2) 司法修習は、法曹に必須の課程として国家によって運営されており、修習の内容も法曹に必要な能力を養成するために高度に専門的である。また司法修習は、臨床教育課程として、実際の法律実務活動の中で行われるものであるから、実際の法曹と同様に中立公正な立場を維持したり、利益相反活動を避けたりする必要がある。このような司法修習の本質に鑑み、修習専念義務が司法修習生全員に対して課されている（2010年版司法修習ハンドブック7頁）。

このように修習専念義務が司法修習の本質に由来するものであることに加え、統一修習が憲法に由来するものであることを合わせ考えると、司法修習生に課せられている修習専念義務をはじめとする公務員に準じた種々の自由権の制約は、充実した司法修習の実現のためには必要不可欠なもの、つまるところ憲法上の要請に基づくものであることは明らかである。

3 給費制の憲法上の位置づけ

統一修習制度及び司法修習専念義務が憲法上の要請に基づくものであることは前述したとおりである。

ただし、このような法曹養成制度が用意されていても、司法修習生が経済的困難や不安を抱えている状況においては修習に全力で打ち込めない事態が生じやすく、充実した司法修習を実現することは困難であって、法曹養成の目的を達成することはできない。ゆえに、民主的司法の達成のため、司法権に携わる法曹を国家の責任において育成するためには、司法修習期間中、司法修習生に対する経済的補償もまた必要不可欠なものである。したがって、給費制は、憲

法上の要請に基づくものといえる。

4 小括

統一修習制度は、戦前の反省を踏まえ、国家の三権の一つである司法権の民主的基盤を確立し、憲法に明記され司法権を担う法曹を養成し、国民の適正手続を受ける権利、裁判を受ける権利を実現すべく行われるものであり、憲法上の要請に基づくものである。

また、修習専念義務は、司法修習の本質に由来するものであるとともに、憲法の規定する司法権の一翼を担う法曹を、質・量ともに充実した養成を行うことで育成するために課されているものであるから、これもまた憲法上の要請である。

そして、司法修習専念義務の下、統一司法修習制度における法曹養成の目的を達成するためには、修習に全力で打ち込める環境を整えることが必要不可欠であるから、給費制もまた憲法上の要請に基づくものであることは明らかである。

第2 司法修習生の身分と給費制との関係

1 司法修習生の身分

- (1) 司法修習は、前述のとおり、国が司法修習生に修習専念義務を課した上で国民全体の利益のために法曹の質の向上を図る養成課程であり、単に司法修習生個人の利益として法曹資格取得のためだけの教育課程ではない。

そして、司法修習生は、憲法上の要請である法曹養成課程である司法修習において不可欠な修習専念義務の下、政治活動の禁止、他の職業活動の禁止、居所、住居等の制約という、種々の人権制約を課されている。これらの権利制約は国家公務員と同等であるところ、このような制約は、司法修習が司法権を担い国民の権利擁護、社会正義の実現のための法曹の養成課程であり(裁

判所法第4編第3章，司法修習生に関する規則等），司法修習生が，全体の奉仕者たる公務員（憲法第15条2項）に準じる地位という特殊な身分にあることを前提に許容されるものである。

このように，司法修習生に課される公務員に準じた人権制約は広範かつ重大であるところ，司法の民主化と司法権の独立を保障し，ひいては，国民の権利自由を擁護するという目的を達成するためには，司法修習生が充実した司法修習を受けることができるようにするための必要な措置を国が講じなければならない。

- (2) 他方，司法修習生はかかる人権制約を甘受しつつ，司法修習を経た後に我が国の司法権を担い国民の人権を擁護し社会正義を実現するため司法修習に取り組む者である。

したがって，司法修習生は，近い将来，司法権の適正な実現を担い国民の権利実現のために公務員に準じる地位にある者として，公益的見地から，全力で司法修習に打ち込めるよう給費を受ける権利を憲法上有するものである（憲法第6章，第32条，第15条1項等）。これらは，従前の給費制廃止以前において，給与額について公務員賃金と同様の扱いとなっていたことから裏付けられるものである。

2 司法修習に取り組む上で司法修習生に課される権利制約

- (1) 司法修習生には修習専念義務としての兼業禁止によるアルバイトも含む労働行為及び経済活動の制約が課される（憲法第22条1項，第27条1項）。また，統一修習の制度上の制約として，司法修習地及び集合修習における居住地の制限が課されている。これらは経済活動の自由・居住移転の自由（憲法第22条1項）の制約にあたる。このように司法修習生は生活の糧を奪われ，居住地も制限されており，司法修習を受けることによる権利制約を放置すれば，「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条1項）を営むこと

もままならない可能性さえある。

また、司法修習生は最高裁判所の指揮下におかれ、政治活動の自由（憲法21条1項）も制限されている。

これに加えて、そもそも、司法試験を合格した者は原則として司法修習を経ないと法曹資格者になれないのであるから、司法修習の存在そのものが職業選択の自由（憲法第22条1項）の制約にあたる。

- (2) このように、司法修習生に様々な権利制約を課すことが許されるのも、前述のように、日本国憲法下における司法修習制度は戦前の反省を踏まえた上で、国民の権利擁護（憲法第3章）を目的として、司法権（憲法第6章）を担う人材を育成するため、統一修習・給費制・修習専念義務が一体として導入されたからである。

そして、司法修習生が様々な憲法上保障される権利の制約を受けながらも充実した修習を行えるようにするため、国は、司法修習生に対し、司法修習に取り組むために必要な環境を整える責務を負っているのである。このように、司法修習生が給費を受ける権利は、国家から司法修習に安心して取り組むための固有の権利として憲法第21条1項、第22条1項、第27条1項、第25条1項からも根拠づけられる。

- (3) 国が司法修習生に対して行う経済的支援及び生活環境の保障の程度は、司法修習の目的である、法曹養成のため十分なもの、すなわち公務員に準ずる内容であることが国家に対して要請される。

また、司法修習に取り組むにあたり、1ヶ月あたりの住居費生活費等は住居費負担ありの場合金21万5800円、住居費負担なしの場合金13万8000円である。これらに加え、通勤費用、ノートパソコン等の備品を要する。また、その他に、住居初期費用金19万4500円、引越費用金6万3000円、書籍購入費金10万円以上に加え、司法修習中の医療費等その他の出費（就職活動や交際費用等）を必要とする。

このため、統一司法修習開始以降、新第65期司法修習で給費制が廃止されるまでの司法修習において、国家公務員一種採用者と同等の給与額(なお、給費制廃止の直近である新第64期及び現行65期では基本給20万4200円)、賞与及び司法修習にあたって必要な各種通勤手当・住居手当等が支給され、さらに裁判所職員共済への加入ができるとされていたものである。

このような新第64期及び現行65期への取扱いに鑑みると、給費制を定めた旧裁判所法67条2項は、憲法上の要請である法曹養成課程にある司法修習生の給費を受ける権利に基づき具体化されていたものといえる。

3 法曹になるという選択と給費を受ける権利の関係

- (1) 司法修習制度及び司法修習生の地位からすると、司法修習生は、法曹としての国民の権利擁護、社会正義実現を担うべく法曹になるという決定をし、それによって課される修習専念義務等の種々の人権制約を受ける。

司法修習生は司法修習中に憲法上の人権制約を受けつつも司法修習に取り組み、修習を経て法曹三者いずれかになることで法曹として国民の権利擁護、社会正義実現のために修習するという人格的選択をしているのである。そしてこのような選択は、司法修習生個人に属する価値を有するにとどまらず、専念義務に裏打ちされた国民の権利擁護、社会正義実現を目指すという公益的価値を有している。

- (2) つまり、司法修習生は、個人としての選択の結果ついた地位という側面を持つと同時に、将来の国民の権利擁護の担い手たる地位という公益的側面を持つ。この修習生の地位の公益的側面は、前述のように統一司法修習が憲法上の要請であって、修習生が将来の司法権を担う存在であることから生じるものであり、いわば憲法上要請されるものである。そして、修習に全力で打ち込むためには、日々の生活が可能なだけの経済的保障は不可欠である。したがって、将来の国民の権利擁護の担い手という公益的側面での役割を十二

分に発揮するために、司法修習生が修習に全力で打ち込めるよう、国家から経済的な保障を受ける権利、すなわち、人たるに値する生活を維持しながら修習に専念するための給費を受ける権利もまた憲法上認められることになる。

この司法修習生が司法修習に専念するための必要な給費を受ける権利は、司法修習生が人格的選択をおこなった結果得られるものであるから、その意味で憲法第13条後段によっても保障されるものである。

第3 まとめ

以上述べてきたとおり、現在の司法修習は、戦前の反省を踏まえた上で、国民の権利擁護（憲法第3章）を目的として、司法権（憲法第6章）を担う人材を育成するため、統一修習・給費制・修習専念義務が一体として導入されたものである。

また、種々の権利制約のもとでも充実した修習を行うために、司法修習生に対する給費制は憲法13条後段、21条1項、22条1項、25条1項、27条1項から裏付けられる。

第7章 給費制の廃止が違憲無効であること

第1 はじめに

前章で述べたとおり，司法修習は司法権の担い手を養成するという憲法上の要請に基づくものであるから，国民の権利擁護のためには，質の高い法曹を育てるべく充実した司法修習がなされる必要がある。そして，充実した修習がなされるためには，修習生に対して十分な経済的支援がなされることが必要不可欠であるから，給費制は，憲法上の要請に基づいて創設された制度であることは明らかである。そして，給費制を定めた平成16（2004）年12月10日法律第163号号改正前の裁判所法第67条2項は，原告らに憲法上保障される司法修習における給費を受ける権利を具体化し，国に修習生への経済的支援を行う責務を定めたものに他ならない。

したがって，被告が行った給費制の廃止は，原告らの給費を受ける権利を侵害するのみならず，国民の権利擁護のために質の高い法曹を育てるという国の責務を定めた憲法の理念に反するものである。

また，給費制の廃止は，原告らの職業選択の自由や居住移転の自由，賃金支払請求権を侵害し，かつ，原告らと，現行65期司法修習生及び新64期司法修習生との間において不合理な差別的取り扱いをするものであるから，憲法22条1項，27条，14条にそれぞれ違反する。

これらの点について以下詳述する。

第2 給費制廃止による給費を受ける権利の侵害

1 給費を受ける権利の侵害

(1) 司法修習をする上での経済的・生活的側面に対する侵害

ア 原告らは，第5章で述べたとおり，司法修習において法曹となるために司法修習に従事し，法曹実務に携わりながら法律実務に関与していたものである。

そして、各配属先修習期間が2か月という短い期間において十分な司法修習をすべく時間外においても積極的に修習を行った。

イ しかし、原告らには、給与はもちろん、通勤手当、住居手当等の支給を受けられず、司法修習に取り組む上で必要な通勤費、住居費その他書籍代等の備品等一切について自己負担せざるをえない状況に置かれていた。

そして、すでに述べたとおり、原告らの中には、意に反する実務修習地に配属され、集合修習において入寮ができず居住生活費用だけでも月20万円以上になった者も多数いる。

また、司法修習を経た後、法曹として活動するための就職活動においても極めて厳しい就職状況におかれ、多額の費用を要し、経済的に困窮する状況に置かれていたものである。

ウ 原告らは司法修習を受ける上で必要な費用すら十分賄えなかったものであり、給費制廃止が原告らの給費を受ける権利の侵害にあたることは明白である。

(2) 原告らが司法修習に取り組むこと自体に対する侵害

ア 国の司法を担う人材育成のため、司法修習が憲法上要請され、司法修習における専念義務と給費制が不可欠なものであることはすでに述べたとおりである。このため、給費制は、司法修習中の生活において、経済的な不安を取り除き、法曹となる上で司法修習に十分専念できる心身の環境を整えるという趣旨も含むものである。

そして、司法修習を経た後でなければ、原則として法曹になることができず、司法修習専念義務を課す以上、国は、司法修習生に対し、心身共に健全な状況で司法修習に専念できるようにしなければならない。

イ しかし、原告らが司法修習に取り組むにあたって、貸与制になったことを最大の理由として司法修習を辞退することを検討した者が約3割おり、実際、原告らと同期修習生となるはずであった司法修習生になる資格を有する者の

うち48名が司法修習を辞退している。

これらは、給費制の下では考えられなかった異常事態である（なお当初、給費制下における最後の司法修習生とされていた新63期の修習辞退者は16名にとどまる）。

ウ また、司法修習に要する費用の補助がない異常事態において、原告らのうち、貸与制を利用した者は8割以上いるが、これらの者は平均340万円、多くて1000万円以上の多額の奨学金をすでに借りており多重債務状態となる者もいたことはすでに述べたとおりである。

これらの者は、司法修習を行う上でやむなく貸与を受けたものである。現在、法曹の収入は激減し、法曹も経済的に不安定な状況となっているだけでなく、法曹として就職することすらも厳しい状況である。このような状況において、貸与を受けた者は、返済困難に陥る不安や、場合によっては破産による法曹資格の喪失というリスクすらも覚悟しなければならなかった。このように、貸与を受けること自体が極めて不利益であり、原告らは半ば強制的に借金をさせられたものである。

エ そして、貸与を受けなかった原告らは、司法修習中、貯蓄や家族からの支援に頼らざるを得ず、本来司法修習に必要な通勤費、書籍代等はもちろん、生きていく上で必要な食費等も切り詰める必要などに迫られていたものである。このような状況下において、過密濃密な修習をこなしながら将来の法曹として十分な修習を行うことは困難であり、心身の健康を害するなど弊害実害も生じているのである。

オ したがって、給費制を廃止したことが、将来の法曹として司法修習に取り組むことそれ自体に対する著しい侵害、すなわち原告らの有する給費を受ける権利を侵害したものであることは明らかである。

2 給費を受ける権利の侵害に合理性がないこと

(1) はじめに

前述のとおり、被告の給費制廃止行為は、原告らの給費を受ける権利を侵害している。

そして、これから述べるとおり、給費制廃止の目的は専ら財政上の理由に基づくものである。そして、貸与制は、法曹養成手段として何ら合理性がなく、貸与制には給費制の代替手段とはなりえない。さらに、給費制の廃止は、国家の責任放棄であり、国民の意思が給費制を廃止すべきでないということが明らかな現状において、司法制度改革の理念にすら反するものである。

このため、給費制廃止を許容する事情は一切見いだせず、給費制の廃止は違憲である。

(2) 給費制廃止が財政上の目的であり不当であること

ア 法曹養成及び司法修習は、憲法上の要請であること、給費制は専念義務を前提とした司法修習上不可欠であること、従前の給費制は司法修習生の給費を受ける権利に基づくものであることはすでに第6章で述べたとおりである。

このため、国は、司法修習生が十分な修習を行うことができるようにするという目的の下、法曹養成制度の在り方を検討し、法整備を行わなければならない。

イ しかし、第4章で述べたとおり、司法制度改革審議会、司法制度改革推進本部、国会いずれにおいても、給費制廃止の論拠は司法制度改革における法科大学院、司法ネット等の司法財源に限りがあることからその財源をどうするか、ということに終始した。

そして、法曹養成のための司法修習の重要性から議論すべきであると唱えられていたにもかかわらず、これらについて十分検討されずに給費制は廃止された。

ウ このような経緯からすると、給費制廃止は法曹養成についての考慮ではな

く、財源的な問題に終始してなされたものであり不当である。

(3) 法曹養成手段として何ら合理性がないこと

ア 国は、国民の権利擁護のため、憲法上明記されている司法を担う法曹を育成する義務がある。このため、十分に司法修習生が司法修習に専念できるようにしなければならず、給費制が法曹養成に必須であること、司法修習生は準公務員として将来の司法を担う法曹になる者であり、給与の支払いをすることが当然の前提とされていたことはすでに述べたとおりである。

しかし、被告はこれらを何ら踏まえることなく給費制を廃止し、国民の権利擁護のための法曹養成責任を放棄し、法曹になる者へ負担を強いたものである。

イ 他方、司法修習制度は、平成11年4月採用の第53期司法修習生以降、修習期間が、1年半、その後平成18年4月採用の新現行第60期司法修習生以降1年と暫時短縮されてきた。

しかしながらものの、その期間短縮による養成教育の不足は、法科大学院での教育が補完することが前提とされていたため、法曹資格者に対する資格付与の水準は基本的には変更されていない。したがって、司法修習生の身分保障の根幹たる給費制が廃止される合理的根拠は見いだされ得ない。

この点、司法修習生の大半は、弁護士として十分な所得を得る蓋然性があることから、貸与制によりその経済的負担の緩和を図っていることをもって、差別を合理化しようとする論理も主張されている。しかしながら、法律家への需要は、司法制度改革審議会が前提とした増大は実現していないことは数々の指標により今や明白になっている。

それにもまして、直視すべきは、裁判官、検察官に任官、任検した司法修習生は、公務員として職務に従事するのであり個人の才覚・努力で自らの所得を自由に増加させる余地がないことである裁判官は、良心のみに従って司法権を行使する（憲法76条3項）。その裁判官の中の地位と資格は平等で

ある。裁判官の中に（特に合議制の法廷において）、貸与制による借金を抱えて裁判に臨む裁判官と給費制の下で修習を終えた裁判官が同じ資格を有する裁判官として存在することは、国民から見ても奇異な現象といわざるを得ない。

ウ また、国は、国民の生活の安全、健康といった公益を担う存在の養成機関である自衛官を養成するための防衛大学校、研修医等に対し国費から育成費用を支出している。

防衛大学校生は司法修習生と同等の権利制約を受けているところ、これは国家の安全を担うための養成課程において必要であることから課されている制約である。また、研修医に対しては、かつて給与の支払いがなかった時期において、生活もままならない状況で副業を余儀なくされる状況におかれると十分な研修に従事できず国民の医療を担う人材を育てる上で弊害となるという理由で、かつての司法修習の給費制を参考に国費を支出することとなったものである。

エ さらに、給費制の廃止は、司法に対する国民の信頼を根底から揺るがす著しく不合理なものである。

すなわち、弁護士は、破産管財人や成年後見人等、国民の財産を公的に管理する職務につくことが制度上予定されている。また、公的職務につかなくとも、民事代理人として、依頼者の財産を管理・処分する職務を担当することが当然に予定されている職業である。このような職業である弁護士が、貸与制により約300万円もの借金を負っていることを国民が知った場合、弁護士、ひいては、司法に対する信頼を維持できなくなってしまう。他者の財産を管理・処分する職務を行うことが当然に予定されている弁護士が、その職業生活のスタート時点で、義務としての司法修習を受けたことに伴い必然的に約300万円もの借金を負わざるを得ない事態を内包する制度を採用して運用することは、司法に対する国民の信頼を根底から揺るがす著しく不合理なものである。

オ 以上より、給費制を廃止することは、将来、司法を担う準公務員である司法修習生に対し、国が法曹養成の責任を放棄するものであり、他に公益的見地から国費を支出している人材養成課程との比較上も何らの合理性がないものである。

(4) 給費制廃止は司法制度改革の法曹養成の理念に反すること

ア 国は、法曹養成課程において多様な人材が法曹を目指すことができるようにし、国民により良い司法サービスを提供できるようにすることを司法制度改革の目標として掲げている。

イ しかし、多様な人材という点につき、すでに述べたとおり、司法修習における給費制廃止によって、経済的事情による司法修習辞退者が激増している。これは、修習専念義務を前提とする司法修習に取り組むことそれ自体が困難な経済的困窮者につき給費制廃止により法曹への途を閉ざされたことを意味し、多様な人材確保を妨げになっていることは明白である。

そして、法曹志願者の激減状況に歯止めがかからない現状において司法を担う人材を失わせる給費制の廃止は司法制度改革の理念に真っ向から反するものであり、この点においても何ら合理性を見いだせない。

(5) 給費制廃止につき何ら許容しうる論拠がないこと

ア 法曹は、安定的に高収入を約束されているのだから、法曹になるための費用は自己負担すべきであるということや、高収入を得る法曹に国の財源を支出することは国民の理解が得られないということが、給費制廃止の論拠とされていた。

イ しかし、立法時の議論において、法曹人口拡大に伴う競争激化による収入の不安定化が指摘されていたとおり、弁護士の収入は激減しており、国税庁の統計によれば、平成21(2009)年、東京を拠点とする弁護士1万5894人のうち、年間所得70万円以下が3割に当たる4610人となっている。さらに、原告ら新65期の司法修習修了時の弁護士未登録者数は全体の4分の1

にまでのぼっており、法曹として就職することすら危うい状況となっている。

ウ また、国民的理解が得られないとの論拠につき、そもそも立法過程においては国民の声を聴く機会が設けられておらず、確証となるものはない。他方で、現在平成25(2013)年4月12日から同年5月13日に実施された「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に関するパブリックコメントにおいて、3119通中、約8割の2421通が法曹養成課程における経済的支援についてのものであり、そのうちの大多数が給費制復活を求めるという内容であった。

エ 以上のとおり、給費制廃止についての論拠とされていた、法曹の安定的高収入及び国民的理解が得られないとの事情は全く存在しておらず、給費制廃止が極めて不合理であることは明白である。

(6) 小括

よって、給費制廃止が財政上の目的であり不当であること、何らの合理性もないこと、国の責任である法曹養成手段として何ら合理性がなく、法曹や司法修習生の経済状況及び国民の声からも許容されないものであって、給費制廃止が司法制度改革の理念にも反する不合理であることは明らかである。

3 小括

以上の通り、給費制を廃止し、原告らに給費のない下での司法修習を強いたことは、原告らに保障される給費を受ける権利を侵害し、これらについて、給費制廃止の目的、手段等には何らの合理性はなく、許容しうる論拠も存在せず、司法制度改革の理念にも反する不合理極まりないものである。

よって、給費制廃止は、違憲無効である。

第3 労働基本権（憲法27条）の侵害

1 憲法27条の意義と勤労者の権利

(1) 憲法27条1項の意義

社会国家の要請をとり入れた現代の国家においては、国民は、その最低限の生存を維持できるように、国家から保護を受ける。ただし、そのような保護は、国民が自らの生活を自らの勤労によって維持すべきであるということが基礎となっている。日本国憲法27条1項が、全ての国民に対し勤労の権利を保障し、また、国に勤労条件の基準を定めることを命じているのは、そのことの表れである（伊藤正己『憲法 第三版』390頁）。

そして、勤労の対価としての賃金は、勤労者の諸権利のうち最も重要なものである。勤労者は、その労働力以外に資産を有さず、勤労の対価として賃金を得ることによって、初めて、その生存を維持し、人たるに値する生活を営むための必要を充たすことが可能となるからである。

したがって、日本国憲法27条1項は、「国民は勤労の権利を有する」と定めているが、同規定は勤労者の賃金支払請求権が憲法上保障されていることを当然の内容としており、勤労者の賃金支払請求権は27条1項により保障された憲法上の権利である。憲法27条2項が、その初頭に「賃金」と規定しているのも、勤労者の諸権利の中でも特に賃金が重要であることを表し、勤労者の賃金支払請求権が憲法27条1項で保障されている憲法上の権利であることを確認している規定である。

(2) 憲法27条2項の意義

次に、日本国憲法27条2項は、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とし、国に対して、法制定の責務を課している。

勤労条件の取決めは、本来は、私的自治の原則のもとに労使間にまかされることであるが、この規定は、労働者の生存を確保するために、国が最低限

度の基準を設定しなければならないといういわゆる社会国家の要請に応えたものである。したがって、法律で定める勤労条件の基準は、その趣旨を実現するものでなければならない（前掲伊藤391頁）。

このように、憲法27条2項は国に対して賃金を始めとする勤労条件の法定義務を課し、勤労者の賃金支払請求権が容易に侵害されないよう担保している。

2 司法修習生が勤労者であること

(1) 司法修習の法的性格

ア 司法修習生の地位

司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずるものとされ（裁判所法66条1項）、司法試験に合格した者が裁判官、検察官又は弁護士となる資格を取得するための修習を行うものである。

司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後、試験に合格しなければ、修習を終えることができない（法67条1項）が、修習期間のうち、少なくとも10か月は実務を修習しなければならないものとされ、実務修習の修習期間のうち、少なくとも、4か月は裁判所で、2か月は検察庁で、2か月は弁護士会で修習しなければならないものとされている（司法修習生に関する規則5条）。4カ月の裁判所での実務修習のうち、2か月は民事裁判（以下単に「民裁」という。）修習を、2か月は刑事裁判（以下単に「刑裁」という。）修習を行うことになっている。

司法修習生の修習については、高い見識と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない（規則4条）。

イ 司法修習生の負う諸義務

このように、司法修習生の修習は、法律に関する理論と実務を身につけ、

裁判官，検察官又は弁護士となる資格を取得するために，少なくとも1年間の修習中，少なくとも10か月は，裁判所，検察庁及び弁護士会で実務を修習しなければならないものであって，大学や専門学校のごとき教育機関における教育とは全く異質のものである。

すなわち，司法修習生は，修習期間中，その修習に専念する義務を負い（法67条2項），原則として，公務員となり，又は他の職業に就き，若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない（規則2条）。また，司法修習生は，修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない（規則3条）という，公務員の守秘義務に匹敵する義務を負わされている。また，最高裁判所は，司法修習生に，①品位を辱める行状，修習の態度の著しい不良その他の理由により修習を継続することが不相当であるとき，②病気，成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるとき及び③本人から願出があったとき，には，これを罷免することができるものとされている（規則18条）。司法修習生は，学生とは異なり，このような厳格な統制を受けているのである。

（2）司法修習の実情

ア 修習地の指定

司法修習生は，10か月間の実務修習中，全国51か所の地方裁判所又は支部に修習地を定められる。原則として平日午前9時から午後5時までは修習しなければならないため，修習地の指定によって，自ずから当該実務修習期間中の住所も制約を受ける。

司法修習生は，最高裁判所に対し，あらかじめ修習地の希望を申告することができるが，必ずしも希望する修習地で修習をすることができるとは限らず，とりわけ，司法修習生に人気のある修習地には希望が集中するため，事実上，扶養家族がある者や，病気のため治療を受ける必要がある者などでなければ，希望通りの修習地で修習をすることができないのが現状である。指

定された修習地での修習をしない場合には、司法修習そのものを辞退しなければならないので、修習地の指定は、事実上、司法修習生に対する強制として働く。

イ 各司法修習の内容

司法修習の実態は、概ね以下のとおりである。

(ア) 裁判所修習（民裁修習と刑裁修習）

民裁修習及び刑裁修習において、司法修習生は、各地方裁判所の通常民事部及び刑事部にそれぞれ配属される。司法修習生は、各部の部長の指示に従い、現実の事件の口頭弁論期日、弁論準備期日、和解期日又は公判期日を傍聴し、裁判官の訴訟指揮を学び、併せて、当事者、その代理人、検察官及び弁護人の訴訟行為を、裁判所の視点から見聞する。裁判傍聴の前に、司法修習生は、あらかじめ当該事件記録を検討し、当該事件の概要、そこに含まれる法的問題、争点及びそれに対する各当事者の主張を把握しなければならない。場合によっては、裁判官から、争点メモの作成や、法令及び判例の調査を指示されることがある。また、司法修習生は、現在進行中の事件又は既済事件の記録に基づき、判決や和解条項の起案をする。これらの起案は、まさに裁判所の公権的な判断を形成する過程と全く同様の作業を行っているものと言うことができる。時に、司法修習生の起案が、ほぼそのまま、実際の事件の判決書又は和解条項に取り入れられることもある。

(イ) 検察修習

検察修習において、司法修習生は、各地方検察庁の検察官に送致された被疑事件をそれぞれ配点され、一件記録を検討して被疑者の取調べを行い、供述調書を作成し、警察官に対して補充捜査を依頼し、終局処分を決定し、上司の決裁を受ける。略式起訴又は公判請求する場合は、起訴状の起案も行う。

供述調書、起訴状その他の書面は、指導担当の検察官のチェックを受け、検察官の名義で作成されるが、その作成の実質的な部分は司法修習生が担っている。司法修習生は、事件の核心部分については口を閉ざしがちな被疑者と向き合い、工夫を重ねて供述を引き出そうと努力する。被疑者の取調べの前には、当然のことではあるが、入念な下準備が必要であり、司法修習生は、記録を十分に読み込み、法的に問題となり得る点についてはあらかじめ法令や判例の調査を怠ることはできない。

また、終局処分を決するにあたっては、被疑者の行為がいかなる構成要件に該当するのか、各構成要件を認定するに足りる証拠は揃っているか、各供述の信用性のいかなる吟味はもとより、事案の軽重、犯情その他の情状を総合的に考慮して、当該事案に相応しい終局処分はいかなるものかを検討することが必要不可欠である。これらの作業は、いずれも、現に検察官が日々の執務において行っているものと全く同等のものである。

(ウ) 弁護修習

弁護修習において、司法修習生は、それぞれ、弁護士会が指定した指導担当弁護士の所属する法律事務所に通勤し、当該指導担当弁護士又は同一の法律事務所に所属する他の弁護士について弁護士業務を学ぶ。弁護修習の修習内容は、指導担当弁護士の指導方針や取扱業務によっても異なるが、弁護士とともに法律相談に入って相談者の相談を受けたり、被疑者・被告人の接見に同行したり、弁護士が現に受任している事件の記録を検討し、争点となっている法的問題について法令及び判例を検索したり、依頼者との打ち合わせに臨席したり、訴状、答弁書、準備書面又は弁論要旨などの書面の起案をしたりすることが含まれる。

司法修習生は、また、弁護士とともに弁護士会の各種委員会に参加したり、事務所経営や弁護士業務の行い方に関する一般的な指導を受けたりもする。

司法修習生によっては、各種調査や書面の起案において、当該法律事務所勤務弁護士並みの業務をこなす者もいる。司法修習生の調査結果が、受任事件の方針そのものを左右することも稀ではない。

(エ) 選択修習

実務修習のうち、民裁、刑裁、検察及び弁護の各修習期間を除いた2か月間は、選択修習として、裁判所、検察庁及び弁護士会が提供する修習プログラムのうち、司法修習生が選択するものを修習する。それらのプログラムの中には、民事及び刑事の模擬裁判、検察庁の公判修習、弁護士業務のうち特殊な分野のもの、関係官庁や施設の見学又は講義の受講などが含まれる。

(オ) 集合修習

1年間の司法修習のうち、10か月の実務修習期間を除いたその余の2か月間は、司法修習生は、司法研修所において集合修習をする。集合修習においては、民裁、刑裁、検察、民事弁護及び刑事弁護の各科目の講義を受け、起案をし、起案の講評を聞き、模擬裁判を主催して、修習の総まとめをする。

集合修習は、実務修習を前提として、裁判官、検察官又は弁護士となるために必要な法律の理論のおさらいをし、実務修習を補完するものであって、決して大学や専門学校の講義に類するものではない。また、実務修習期間中も、司法修習生は、修習専念義務を負い、時間的・場所的拘束を受けて、司法研修所長の指揮命令のもと、与えられたプログラムをこなさなければならないのである。

ウ 残業や休日の修習

司法修習生が司法修習をしなければならない時間帯は、原則として平日の午前9時から午後5時までである。司法修習生は、上記時間帯は、裁判所、検察庁、法律事務所または司法研修所に拘束を受けて、修習をしなければな

らない。

登庁または出勤の状況は出勤簿などによって把握され、何らかの理由で登庁または出勤が遅れた場合は、遅参届を提出しなければならない。

実際には、記録の検討、法令及び判例の調査又は起案が当該時間内に終了しない者も多く、そのような場合には残業してこれらの事務を行わなければならない。とりわけ検察修習及び弁護士修習においては、取調べが定時までには終了しない場合、接見や打ち合わせを夜間や休日に行わなければならない場合などがあり、時間外に修習を行わざるを得ない実情がある。このように、午後5時を超えて司法修習を行わなければ、法および規則の所期する司法修習の目的が達成されないのが実態である。

司法修習生は、少なくとも1年間修習した後、試験に合格しなければ、修習を終了することができないことから、日々の修習を終えて帰宅した後や休日も、自宅等での学習を怠ることができない。司法修習生が、自主的にグループを作り、夜間や休日に学習会を行う例も少なくない。

エ 任官・任検・弁護士事務所就職活動

司法修習生のうち、裁判官または検察官を志望する者は、任官または任検のために、修習及び試験において優秀な成績を修めなければならないばかりでなく、司法研修所教官との懇親会などに積極的に参加しなければならない。弁護士を志望する者は、修習終了後入所を希望する法律事務所への就職活動が欠かせない。昨今は、司法試験合格者数の増大によって、新人弁護士の就職難が深刻化しており、司法修習生は、多数の法律事務所に履歴書を送り、面接に行かなければならない。

オ 司法修習中の支出

(ア) 生活費

司法修習生は、上記のとおり、最高裁判所によって修習地を指定されるが、実家から通勤できる範囲に修習地が指定されない者が多く、その場合、

修習地における家賃，家具等の購入費及び1年間の生活費が必要となる。幸いにも実家から通勤することができる修習地を指定された司法修習生であっても，司法修習中は原則として兼業が禁止されるため，1年間分の生活費を調達する必要がある。

(イ) 被服費

司法修習生は，裁判所の利用者，検察庁で取調べを受ける被疑者，被害者その他の事件関係者または法律事務所の依頼者にとっては，裁判所，検察庁または法律事務所の職員と区別がつかない。そのため，司法修習生は，裁判所，検察庁または法律事務所の職員に相応しい服装及び身なりが要求される。社会人経験のない司法修習生は，司法修習開始前に，相当額の衣服を購入する必要がある。過去に社会人経験がある司法修習生であっても，法科大学院を経て司法試験に合格するまでの数年間は無職であった者が多いことから，司法修習開始に先立って，一定程度の衣服を新調しなければならないことがある。

(ウ) 書籍購入費

司法修習生は，法律に関する理論と実務を身につけるために，法律理論および実務に関する書籍を購入する必要がある。法改正および判例の展開のスピードは極めて速いため，法科大学院時代に購入した書籍では不足することがある。また，要件事実論や事実認定に関する書籍など，法科大学院時代及び司法試験受験時代には必ずしも必要ではなかった分野の書籍の購入が必要となることもある。特殊な法分野の知識が必須となる事件の起案のためには，基本書では十分ではなく，当該法分野の専門書を購入しなければならない。

(エ) 交通費

また，司法修習生は，裁判所，検察庁または法律事務所に登庁または通勤する必要があることから，毎日の交通費も支出しなければならない。

(オ) 懇親会費

さらに、上記のとおり、任官、任検を目指す者は教官との懇親会等への参加が、弁護士を目指す者は法律事務所への就職活動が、それぞれ必須となっており、これらにかかる費用も、必要不可欠な支出として、司法修習生の負担となる。

このように、1年間の司法修習を行うためには、諸々の支出を要するのであるが、これらの支出は、司法修習生の負担となっている。

(3) 小括

これまでみてきたとおり、司法修習生の修習の実態は、学生などとは全く異なるものである。すなわち、司法修習生は、修習専念義務、兼業禁止義務、守秘義務などの高度な義務を課せられ、非行があった場合などには罷免されることがあるという統制を受けつつ、最高裁判所から司法修習生に対する監督の委託を受けた高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正若しくは弁護士会長又は司法研修所長の指揮命令を受け、地方裁判所、地方検察庁、弁護士会又は司法研修所に対して労務を提供している。司法修習生は、外部の者から見ると、裁判所、検察庁または法律事務所の職員と異なるところがなく、司法修習の目的を達成するために、平日午前9時から午後5時までの時間帯はもとより、夜間や休日も修習およびそれに関連する事項のために費やすことを要求され、相当額の支出を余儀なくされている。

3 修習生に給与が支払われないことが憲法27条に違反すること

(1) 現行法規中に司法修習生に関する賃金の定めがないこと

国と司法修習生との間の権利義務関係においては、労働基準法、最低賃金法をはじめとする個別的労働関係立法の適用が排除されており、また、司法修習生は、国家公務員に準じるものとはいえ、国家公務員そのものではないため、国家公務員法の適用も排除されている。国と司法修習生との間の権利

義務関係を規律しているのは、裁判所法第4編第3章及びこれに基づいて制定された司法修習生に関する規則である。これらの法律および規則には、修習専念義務をはじめとする司法修習生の義務についての定めはあるが、司法修習生の賃金についての定めは一切ない。

(2) 給費制廃止（現行裁判所法）が違憲であること

上記の通り、勤労の対価としての賃金は、勤労者の諸権利のうちでもっとも重要なものであり、勤労者の賃金支払請求権が憲法上保障されている。旧裁判所法67条2項が「給与」と規定していたことも、司法修習生が勤労者であることを認めた上で、賃金を支払っていたことの表れであり、勤労者たる司法修習生の賃金支払請求権を実現するものとして、当然の規定であった。

にもかかわらず、勤労者たる司法修習生に対して賃金（給与）を交付することを規定していた旧裁判所法67条2項を改正され、現行裁判所法では、司法修習生への賃金（給与）交付規定が削除されている。これにより、司法修習生には賃金が支払われなくなっているのであるから、現行裁判所法は司法修習生の賃金支払請求権を侵害しているものといえる。したがって、現行裁判所法は憲法27条1項に反し、違憲である。

第4 憲法22条1項違反について

1 居住、移転及び職業選択の自由

憲法22条1項は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と、居住、移転及び職業選択の自由を保障している。

2 司法修習生に対する居住、移転及び職業選択の自由の制約

(1) 修習専念義務及び兼業禁止規定

裁判所法67条2項は、司法修習生は、修習期間中、その修習に専念する義務を負うとの、修習専念義務を規定している。これを受けて、司法修習生に関

する規則は、司法修習生は、原告として、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない（規則 2 条）との、兼業禁止規定を置いている。

かかる修習専念義務及び兼業禁止規定は、極めて厳格に運用されており、新第 6 5 期司法修習生のうちで、兼業を認められた例はない。

（2）修習地の指定

司法修習生は、少なくとも 1 年間の修習期間（法 6 7 条 1 項）のうち、少なくとも 10 か月は実務を修習しなければならないものとされ、実務修習の修習期間のうち、少なくとも、4 か月は裁判所で、2 か月は検察庁で、2 か月は弁護士会で修習しなければならない（規則 5 条）。

実務修習地は、全国 51 の地方裁判所又は支部に定められるが、それぞれの司法修習生がいずれの修習地で実務修習を行うかは、最高裁判所が指定するものとされており、司法修習生が希望する修習地に配属されるとは限らない。

司法修習期間中は、原則として午前 9 時から午後 5 時まで修習しなければならないため、修習地の指定によって、実務修習中の住所は、配属された裁判所、検察庁または法律事務所に通勤可能な範囲で制約を受ける。2 か月間の集合修習は、埼玉県和光市の司法研修所で修習をするが、この期間の司法修習生の居住地も、司法研修所に通勤可能な範囲で制約を受ける。

（3）修習専念義務及び兼業禁止規定並びに修習地の指定が、司法修習生の居住、移転及び職業選択の自由の制約を伴うこと

これらの法律及び規則の定め並びにそれらの運用は、司法修習生の居住、移転及び職業選択の自由の制約を必然的に伴うものである。

3 居住、移転及び職業選択の自由の制約の必要性及び合理性

（1）居住、移転及び職業選択の自由の制約の必要性

かかる居住、移転及び職業選択の自由の制約は、一面で、司法修習生が、高

い見識と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるために、必要不可欠なものである。

(2) 居住、移転及び職業選択の自由の制約の合理性

しかし他方で、司法修習の期間が1年間という相当長期間にわたること、当該期間中、兼業は原則禁止であり、例外として兼業が認められる可能性も極めて低く、修習地の指定も司法修習生の希望通りとなるとは限らないこと、司法修習期間中、司法修習生は、家賃や生活費はもとより、司法修習を行うための交通費、書籍代、交際費、被服費などの相当額の出費を要すること、修習を終えることができても、近年の司法試験合格者増に伴う就職難が深刻であることなどの実情に照らせば、かかる制約は、司法修習生に対する重大な人権の制約であるというべきである。

平成16年改正前裁判所法においては、司法修習生に対しては給与が支払われるべきものとされ、国家公務員に準じた給与が支給されてきた。これによって、現行第65期以前の司法修習生は、兼業禁止による収入の途を閉ざされても人たるに値する生活ができ、司法修習開始前の住所からの移転を余儀なくされたとしても、転居費用や家賃、生活費増加分を補うことができていた。しかしながら、同法改正によって給費制が廃止されたため、新第65期以後の司法修習生は、上記居住、移転及び職業選択の自由を、何らの補償もなく、1年間という長期間にわたって制限されることになったのである。

このように、司法修習生に対する居住、移転及び職業選択の自由の制約は、平成16年裁判所法改正によって、合理的な限度を超えた制限となっているというべきである。

4 小括

したがって、裁判所法及び司法修習生に関する規則所定の修習専念義務、兼

業禁止並びに運用としての修習地の指定は、給費制の廃止によって、合理的な限度を超えて、司法修習生の居住、移転及び職業選択の自由を侵害するものとなったというべきであり、平成16年改正後の裁判所法は、憲法22条1項に反し、違憲無効である。

第5 現行65期及び新64期修習生との差別による憲法14条違反

1 はじめに

第6章で述べた通り、給費制は憲法に由来する重要な価値を有するものであることにかんがみると、法曹養成課程における司法修習生の平等的取扱いが、憲法14条1項から、極めて厳格に要請されるものである。

給費制廃止は、以下のとおり、原告らと同時期に司法修習を行っていた現行65期司法修習生、及び、前年度の修習生である新64期司法修習生との間において著しい差別を生じさせたものであり、憲法第14条1項に反する。

2 原告らと現行65期及び新64期修習生との間における差別

- (1) 前述のとおり、原告らと現行65期司法修習生とは、修習時期、修習内容の多くの部分が重複していること、また、司法修習生としての修習専念義務等権利制約は全く同様である。

さらに、原告らと新64期司法修習生とは、司法修習中の身分、権利制約及び修習実態は同じであり、修習時期は1年しか異ならず、司法修習における法曹養成課程としての憲法上の価値及び専念義務を課し国の法曹養成の責任を果たす上での根底にある事情は何ら変化していない。

しかし、原告らに対して、給与はもちろん、何ら司法修習中の生活支援を受けられず、自己負担によって修習をせざるを得ない状況であったのに対し、現行65期司法修習生及び新64期司法修習生には給費等が支給され、司法修習に必要な費用、修習中の生活環境を整えるための費用も十分賄うことが

できた。

- (2) これらの差異は、原告らと、現行65期司法修習生及び新第64期司法修習生が国民のための法曹養成という司法修習の意義，それに基づき司法修習中に司法修習生に対して課される権利制約も同様であり，修習の内容，実態もほぼ同様であることからすると，明らかな差別にあたるものである。また，平成22（2010）年11月26日裁判所法改正による給費制の延長の際の同法附帯決議には，法曹を取り巻く状況及び司法修習生の状況を考慮し給費制について検討するとあるにもかかわらず，給費制廃止に関し，第4章で述べたとおり，かかる見地はほとんど考慮されていない。このことから，原告らと現行第65期司法修習生及び新第64期司法修習生との間での給与の支払いがなされないという取り扱いの差異は差別に当たる。

3 取扱いの差異に合理性がないこと

第2，2で前述したように，給費制を廃止し，原告らに給費のない下での司法修習を強いたことには，何らの合理性もないのであるから，原告らと現行第65期司法修習生及び新第64期司法修習生との間での取り扱いの差異は，合理性のない差別に他ならない。

4 小括

よって，原告らと現行65期司法修習生及び新64期司法修習生との間で，給費支払いについて取扱いの差異があることは不合理な差別にあたり，憲法第14条1項に違反する。

第6 まとめ

以上の通り，給費制を廃止し，原告らに給費のない下での司法修習を強いたことは，原告らに保障される給費を受ける権利を侵害し，また憲法27条，

憲法 22 条 1 項に違反する。また、現行 65 期及び新 64 期の司法修習生との間の取扱いの差異は不合理な差別である。

よって、給費制廃止は、違憲無効である。

第8章 平成16年改正前裁判所法による給費支払請求

第1 はじめに

第7章で述べたとおり，給費制を廃止した平成16（2004）年裁判所法改正行為は違憲無効であるところ，原告らは，平成16（2004）年改正前司法修習中に改正前裁判所法第67条2項によって給費受給権を有する地位にあったものであり，これは公法上の地位にあたる。したがって，原告らは給与の支払いを求めるものである。

第2 原告らが給費請求権を有すること

1 給費制廃止が違憲無効であることによる改正前裁判所法に基づく給費支払請求権を有すること

- (1) 給費制廃止を行った平成16年法第163号の改正行為が違憲無効であることは第7章で述べたとおりである。
- (2) そして，かかる改正行為が違憲無効となる場合，法改正は当然に効力を有しないこととなり，従前の改正前裁判所法第67条2項によって，国から司法修習中に給与の支払いを受ける地位にあったということになる。

しかし，原告らは，司法修習中に国から給与を受けていないことから，国の給与の支払いがなされるまで給与の支払いを受ける地位を有するものである。そしてこれは国と原告らの公法上の法律関係であり，給費支払請求をすることができるものである。

2 改正前裁判所法による給費支払請求額について

原告らは，新第65期司法修習中得られた給費額として，少なくとも従前の司法修習で得られた給与額と同等の請求権を有する。原告らは，平成16年裁判所法改正による給費制廃止により，給費相当額を得られなくなるという損

害を被っている。その額は少なく見積もっても金237万4080円（基本給20万4200円×4か月+19万4660円×8ヶ月。なお、平成24年4月以降、現行65期司法修習生の給与は、公務員の賃金引き下げに伴い減額されたものである。）を下らない。

第3 まとめ

よって、原告らは、被告に対し、平成16年12月10日法律第163号改正前の裁判所法第67条2項に基づき、少なくとも金237万4080円の支払請求権を有する。

第9章 国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求

第1 給費制廃止に関する国会議員の国賠法上の責任

1 改正裁判所法が違憲であること

給費制を廃止し、貸与制のみを規定する改正裁判所法が、日本国憲法に由来するところの司法修習生の給費を受ける権利を侵害するものであるとともに、憲法27条等個別の人権保障規定に違反するものであることは、本訴状第8章で述べたとおりである。

2 裁判所法の改正が国家賠償法上の違法性を有すること

国会議員の立法行為と国家賠償法1条1項にいう違法性の要件との関係について、判例は「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合」(在外日本人選挙権はく奪違法確認等請求訴訟, 最判平成17年9月14日判例タイムズ1191号143頁), 「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法行為を行うというごとき容易に想定しがたいような例外的な場合」(在宅投票制度廃止事件判決, 最判昭和60年11月21日判例タイムズ578号51頁)に、国家賠償法上の違法の評価を受けるとしている。

この点、憲法27条2項は「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定し、国に勤労者の賃金に関する基準を法定することを義務づけている。これは、憲法27条1項に定める「勤労の権利」の保障に、勤労の対価としての賃金の支払いを受ける権利の保障が含まれることを当然の前提とした上で、勤労者の生存権確保における賃金の重要性に鑑み、国に対し、法律で最低限度の基準を設定することを義務付けた規定である。

一方、本件裁判所法改正は、「国庫から一定額の給与を受ける」(旧裁判所法

67条2項)と司法修習生に関する賃金の基準に関する定めをしていた裁判所法67条2項を廃止したものであり、この改正行為によって勤労者たる司法修習生の賃金に関する基準の法律上の定めは存在しなくなり、司法修習生は勤労者であるにもかかわらず、給与を受けることができなくなった。

すなわち、本件裁判所法改正は、勤労者であるところの司法修習生に対するに賃金に関する法律を廃止したという点において、憲法27条2項の一義的文言に反する立法行為である。

したがって、本件裁判所法改正を行った国会議員の立法行為は、国家賠償法1条1項適用上も違法の評価を受けるものである。

3 故意又は過失

以上のような違憲性及び違法性は、日本国憲法の文言さえ知っていれば容易に認識可能であり、国会議員に故意又は過失があったことは明らかである。

4 小括

よって、改正裁判所法を成立させた国会議員は、故意又は過失により、違法に原告らに損害を与えたものであり、国はその損害賠償責任を負う。

第2 給費制廃止に関する総理大臣及び法務大臣の国賠法上の責任

1 給費制廃止において内閣総理大臣及び法務大臣が果たした役割

(1) 司法制度改革推進計画の策定

内閣に設置された司法制度改革審議会による平成13年6月12日付意見書に基づき、平成13年12月、内閣に司法制度改革推進本部(以下、推進本部という)が設置された。

その本部長が内閣総理大臣であり、副本部長を内閣官房長官とともに務めたのが法務大臣である。

そのうえで、内閣は、平成14年3月19日、閣議決定として、司法制度改革推進計画を策定し、同計画において「司法修習生の給費制のあり方について」検討を行うことが決定された。

同内閣総理大臣は、内閣の首長であり、同閣議決定の責任者である。

(2) 改正裁判所法案の国会への提出

司法改革推進計画に基づいて、「推進本部」は、法曹養成検討会を設置し、同検討会における23回の検討を踏まえて、司法修習生に対する給与の支給を廃止し、貸与制へと移行することを決定し、同決定に基づいて、内閣は、裁判所法67条2項の給与制に関する部分を削除することを主たる内容とする、同法改正案を作成し、平成16年臨時国会(第161国会)に提出した。

同法案の国会での審議に際し、趣旨説明を行ったのは法務大臣である。

同法案は、第161回国会において成立し、平成18年11月1日施行されることとなったが、前述のとおり、その後施行期日の修正等を経て、平成23年7月27日給与制の廃止が最終的に確定するに至ったものである。

(3) 小括

以上の経緯からすれば、司法修習生に対する給与の停止は、内閣において、その検討作業に着手することが発案され、閣議決定によって、その廃止が国策として確定された上で、これを遂行するために、内閣において、裁判所法の改正案が作成され、政府提出法案として国会に提出されて、実現を見たということであり、徹頭徹尾、内閣の主導のもとで、実現されたものであるといえることができる。

2 内閣総理大臣及び法務大臣の職責と国賠法上の責任

(1) 内閣総理大臣の職責

内閣総理大臣及びは、一般国務遂行の最高責任者であり、憲法によって、その職務遂行の全過程において、憲法を遵守する義務を負っているものであり、そ

の故に、自らないし所管大臣を指揮して、憲法違反の政策を策定すること、および、その政策実現のために、憲法に違反する法案を国会に提出してその成立を図ることは、その憲法上の義務に直接に違反する違法行為となる。

この憲法遵守義務は、直接個々の国民に対する関係で負担しているものであり、その違反は、その違反行為によって、被害を被ることになる国民との関係において、国賠法上の違法行為となる。

(2) 法務大臣の職責

法務大臣は、国务大臣として、憲法遵守義務を負うとともに、法務省の所管事務の遂行責任者として、法務省設置法第3条により、その主たる任務として「基本法制の維持及び整備」を課せられ、これを遂行するために、同法第4条第3号により、司法制度に関する企画及び立案をすることを義務付けられているものである。

したがって、法務大臣には、司法制度の一環としての法曹養成制度が、憲法の理念に従って運用維持されることを順守すべき憲法上の義務が課せられているものであり、憲法によって、法曹養成制度における根幹として位置づけられた、司法修習生に対する給与の支給を廃止することは、憲法によって課せられたその責務に違反し、憲法違反の司法制度を推進することとなる。

こうした法務大臣の責務も、直接に、個々の国民との関係で負うものであり、その違反によって、被害を被ることになる国民との関係で、国賠法上の違法行為となる。

(3) 小括

以上のとおり、憲法違反の給費制廃止を政策化し、それを実現するための改正裁判所法を国会に提出した内閣総理大臣及び法務大臣は、故意又は過失により、違法に原告らに損害を与えたものであり、国はその損害賠償責任を負う。

第3 被告の行為による原告の損害について

1 逸失利益

原告らは、平成16年裁判所法改正による給費制廃止により、給費相当額を得られなくなるという損害を被っている。その額は少なく見積もっても金237万4080円（基本給20万4200円×4か月＋19万4660円×8ヶ月。なお、平成24年4月以降、現行65期司法修習生の給与は、公務員の賃金引き下げに伴い減額されたものである。）を下らない。

2 慰謝料

原告らは、給費制が廃止されたことによって、修習専念義務の下での権利制約を受けつつ、極めて過密な日程で法曹実務に携わりながら修習をしていたにもかかわらず、何ら司法修習に取り組む上での保障がない状況で修習を強いられたものである。

このような状況下において、原告らには司法修習に取り組むことそれ自体に支障を生じさせ、心身の健康を害するといった弊害が生じており、原告らに生じた精神的損害は少なく見積もっても金100万円を下らない。

3 小括

以上のとおり、原告らは、被告の行為によって逸失利益及び慰謝料として少なくとも金337万4080円の損害を受けたものであり、国賠法1条1項に基づき、これを国に請求する権利を有する。

第 10 章 まとめ

以上述べてきたとおり，平成 16 年裁判所法改正は，憲法に由来する原告らの給費を受ける権利を侵害するのみならず，国民の権利擁護のために質の高い法曹を育てるという国の責務を定めた憲法の理念に反するものである。また，平成 16 年裁判所法改正は，原告らの労働基本権たる賃金支払請求権を侵害するものであって憲法 27 条 1 項に反するとともに，原告らの居住移転の自由及び職業選択の自由を侵害する点で憲法 22 条 1 項に反する。さらに，原告らと修習実態が何ら変わるところのない新 64 期及び現行 65 期に比べ，合理的理由なき差別をしている点で憲法 14 条違反である。したがって，平成 16 年裁判所法改正が違憲無効であることは明らかである。

また，違憲である改正裁判所法を成立させた国会議員の立法行為及び憲法違反の給費制廃止を政策化し，それを実現するための改正裁判所法を国会に提出した内閣総理大臣及び法務大臣の行為は，原告らに対し，給費相当額の損害を生じさせただけでなく，貸与制という不合理な制度の下で，将来への不安を抱えながら修習に専念することを強い，多大な精神的損害を生じさせた。

司法府は，法曹への道を選んだ原告らが，給費を受けていた世代の法曹とは異なり，十分な経済的補償も与えられず不安定な地位に立たされ，貸与制の不合理性を感じながら修習を行っていたことを認め，これからの司法を担う有望な法曹志願者が，経済的困窮のために法曹への道を断念せざるを得ない事態を防止すべく，給費制の廃止が違憲であったことを宣言し，原告に生じた損害を賠償するよう，被告国に命ずるべきである。

よって，原告らは，それぞれ，被告に対し，平成 16 年裁判所法改正による給費制廃止行為の違憲無効による，行政事件訴訟法第 4 条，改正前裁判所法第 67 条 2 項による給費支払請求権，並びに，平成 16 年裁判所法改正行為及び政府の裁判所法改正案提出行為に対する国家賠償法第 1 条 1 項の損害賠償請求権により，

少なくとも金237万4080円の請求権を被告に対して有するところ、本訴訟の意義にかんがみ、その一部請求として、原告それぞれ各1万円の請求を求める次第である。

以 上